感動・交流「鳥取県」

Michiaki 県政レポート

# 平成27年度9月定例会
# 自由民主党 代表質問










鳥取県議会議員

## 野坂道明



http://www.michiakinozaka.com

# 目　　次


## 国政に係る諸問題について

Ⅰ．参議院選挙における合区問題について …… 2
Ⅱ．骨太の方針と地方創生のあり方について …… 5
Ⅲ．ＴＰＰの影響と対応について …… 9
Ⅳ．平和安全法制の国会審議について …… 10

## 県政に係る諸問題について

Ⅴ．地方創生に係る諸問題について …… 12
《追求質問①》政府機関の地方移転について …… 12
《追求質問②》少子化・子育て支援対策について …… 14
《追求質問③》財政目標と中期推計について …… 15
《追求質問④》観光戦略とインバウンド対策について …… 17
《追求質問⑤》県版ＣＣＲＣなどの移住定住政策の検討状況について …… 20
《追求質問⑥》入札制度の見直しについて …… 21

Ⅵ．ＴＰＰの対策について …… 24
《追求質問⑦》農業活力増進プランについて（中山間地・耕作放棄地・担い手対策・薬用作物の栽培・境港漁港の高度衛生管理市場整備） …… 24

Ⅶ．持続可能な財政運営と社会基盤のあり方について …… 26
1．国土強靱化地域計画について …… 26
《追求質問⑧》災害時の対応について …… 28
《追求質問⑨》境港漁港整備、米子境港間道路整備、米子駅南北一体化事業について …… 30

2．公共施設の総合管理計画について …… 33
《追求質問⑩》スポーツ施設の現状と課題 …… 33

Ⅷ．県内の産業振興策について …… 34
3．県版経営革新制度について …… 34

Ⅸ．医療・福祉・保健政策について …… 35
4．地域医療構想と救急医療に係る諸課題について …… 35
5．地域包括ケアシステムの構築に向けての課題について …… 37
《追求質問⑪》地域ケア会議について …… 37
6．鳥取県動物愛護管理計画について …… 38
《追求質問⑫》鳥取県動物愛護管理計画の取り組みについて …… 39

Ⅹ．循環型社会の構築に向けた環境整備について …… 40
7．産業廃棄物最終処分場の整備について …… 40
《追求質問⑬》事業計画の見直しについて …… 42

Ⅺ．教育行政と諸問題について …… 43
8．改正教育基本法を踏まえた教科書採択と教育環境について …… 43
9．県立美術館の整備及び県内博物館・美術館の地方独立行政法人化の検討状況について …… 45

Ⅻ．警察行政の諸課題について …… 49
10．交通死亡事故、ＤＶ、ストーカー、児童虐待等の現状と対策について …… 49

# 国政に係る諸問題について

県政の諸課題について知事、教育長並びに警察本部長にお尋ねします。

質問に入る前に、さきの６月定例会でも申し上げましたが、地方創生をなし得るには、今までの国や県、市町村の縦の関係を廃し、横並びでともに知恵を出し、汗をかく、このような姿勢が何より重要だと考えております。

世界に例を見ない急速な高齢化と人口減少に立ち向かい、日本で一番小さな鳥取県が地方創生の旗手となる、その大いなる目標を掲げ、平井知事は日々東奔西走されております。

そして二元代表の一翼を担う我々議会も知事と一緒になって鳥取県の地方創生をなし遂げたい、このように考えております。及ばずながら私も議会の一員として全力を傾ける、そのような決意を新たにしながら質問に入りたいと思います。

初めに、国政にかかわる諸問題、諸課題についてお尋ねします。

## Ⅰ．参議院選挙における合区問題について

**【代表質問】**

１票の格差が５倍となった平成22年の参議院議員選挙において違憲状態と判断されたことを受け、参議院議員選挙制度改革が検討されてきましたが、鳥取県と島根県など人口の少ない県について、県をまたいで選挙区を合区することが決定しました。

この合区は、都道府県を前提とした現在の国・地方制度の実態を無視し、地方創生の流れにも逆行し、政治過疎、さらには地方の切り捨てにつながるものとして、自由民主党鳥取県支部連合会として再三にわたり断固反対を訴え、本議会としても２度にわたって合区反対の意見書を提出してきました。

しかしながら、去る７月28日、鳥取・島根、高知・徳島の２つの合区を含む定数10増10減の改正公職選挙法が成立してしまいました。

我々、自民党県連としては、地方の代表として最低１県から１議員を確保するため、次善の策として、比例代表選挙について拘束名簿式比例代表制を導入することを求めましたが、党本部は公職選挙法の改正が必要であり、非常にハードルが高いということでありました。

国が地方創生を主要政策に掲げている中で、１票の格差是正のために、数合わせ的な合区に至ったことは痛恨のきわみであり、強い憤りを禁じ得ないところであります。

改めて言うまでもなく、住民の生活に係る公的事務は都道府県単位で実施されており、選挙制度だけが都道府県をまたぐというのは現在の行政のあり方と整合性がとれず、選挙を来年に控えて各県の有権者に浸透されるかどうか、今から混乱や投票率の低下が懸念されるところであります。

もう一つの合区対象である高知・徳島においては、



両県のさまざまな歴史的経緯から自民党県連内で候補者の調整がつかないまま亀裂が深まり、合区により生じたゆがみは極めて深刻なものになっております。

今回のように人口比率で定数を配分するやり方では、今後の人口減少とともに地方の合区が繰り返され、地方と都市部の格差はさらに拡大し、地方創生という国家的な課題に取り組む推進力は消滅してしまうでしょう。

米国の連邦議会では、下院が各州に人口比率に応じて議席が配分されるのに対して、上院は地域間の発言権を公平にするため、人口の多少にかかわらず各州に２人の議席が配分されております。我が国においても、国会議員が地方の声を国政に届ける地方代表としての役割を担っているのは言うまでもありません。二院制の本旨からして最低１県に１議員を確保すべきであり、憲法改正を視野に取り組む必要があると考えております。このような中、去る７月29日、全国知事会におかれては、都道府県単位の代表が出せる方策を検討すべく、有識者による研究会を設立されたとのことでございます。県議会としても協調しながら対応してまいりたいと、このように考えております。

このたびの改正公職選挙法は来年夏の参議院議員選挙から適用されますが、平井知事におかれましては、引き続き全国知事会をリードしていただき、最低１県１議員の確保に向けて、国に対して強く働きかけていただきたいと思いますが、この点について平井知事の御所見を伺います。

**【平井知事答弁】**

まず参議院議員選挙の選挙制度につきましてお話がございました。

これは野坂議員のほうから痛恨のきわみであるという今回の合区についてコメントがございましたけれども、まことに同感でございます。今回はつけ焼き刃的な処理がなされたものだろうというふうに思わざるを得ないところがあります。

国会には国会の事情は当然あったと思いますし、それについては国会こそがそうした公職選挙法に基づく選挙のあり方、これを定める機関でございますので、その国会の議論というものは我々としても傾聴しなければならないものであろうかと思いますけれども、実は物事にはやはり基本的な考え方、哲学があったのだろうと思っております。



そもそもの発端は、最高裁の判決の変遷でございました。昭和58年の４月の最高裁大法廷判決がございまして、これがその後の参議院議員の１票の格差についての判決の基本となってまいりました。

我が国には衆議院と参議院の２つの院があるわけでございます。もともと参議院のほうは、戦前はこれは公職で、選挙で決められない、定められないものでございましたので、全く生い立ちが違うわけでございます。戦後、新たに選挙制度がつくられたところでございました。そのときに昭和21年、大村国務大臣の提案理由説明の中にもございますが、衆議院と参議院と２つの院をつくると。その参議院について、新しい選挙制度をつくるわけでございますから、これについては衆議院とは違った構成になるようにしなければならないだろうと。こういう認識のもとに、地方の代表として都道府県代表という選挙をつくるのだということでございました。それとあわせて全国区の選挙制度をつくる。これは職能代表制を念頭に置いて、それぞれの地域とはまた別の観点の人たちが出てくる。これによりまして衆議院のほうの選挙とはまた異なった人材を国会としても得るのだということでございました。

その後、衆議院の選挙制度が変わり、参議院の選挙制度も変わりまして、必ずしもそのとおりの状況にはなっていないわけでございますが、もともとは先ほど申しましたように昭和58年の大法廷判決によれば、これは明確にこういうように言っていたわけであります。人口の１票の格差、これだけが決める要素ではないということでございます。投票価値の平等というものは、これも憲法上の要請であるけれども、これだけが選挙制度の仕組みを決めるものではないと。むしろ社会的、歴史的、政治的な意味合いで都道府県という単位が、その意義と実態を有すると。その政治的な単位として、そこに依拠した

選挙制度をこの国は参議院議員の選挙制度としてつくったのだということでございます。ですからそれは国会の裁量権の範囲内で是認されるものであると、これを明確に当時の最高裁の判決は言っていたわけであります。

しかし、近時最高裁の判決が変遷をしてきたわけでありまして、これが平成26年の判決に至るわけでございますけれども、昨年の11月の判決では、この議論とは違った構成になっているわけであります。１票の価値の問題、これだけが捉えられまして、それが憲法上の要請であると。それが満たされないのであればそれについての何らかの選挙制度をつくらなければならないというふうに言いまして、さらに踏み込んで都道府県単位の選挙制度のあり方などを含めて選挙制度について是正を加えるべきだと、こういうように言っているわけであります。この都道府県の単位の仕組みをというあたりは、これはいわゆる判決で言う傍論と言われる部分でありまして、本来の判決の理由中の部分だとかそれに付随した部分でありまして、ここに判決の効力は本来はないとも言われます。しかし、最高裁があえてそういう意思表示をしたわけであります。これは従来の判決の範囲からしますと、我々としては説明もなく最高裁が判決を変えているというふうに思える部分でございます。

ただ、その最高裁の判決の変遷の背景にあるのは、恐らくは選挙制度の変遷もあろうかと思います。まず、参議院におきまして、全国区選挙が、これが比例区選挙に改まりました。そしてその後、平成６年、衆議院におきましても小選挙区比例代表並立制が導入をされるに至りまして、全国を小選挙区に分けるとともに、ブロックごとの選挙制度である比例代表制度が導入をされたわけであります。見た目から言いますと１票を投じまして、それで一番票数の多い人が勝つ選挙と、それから比例代表の選挙が併存をするような形になっている。それは衆も参も何となく変わらなく見えるようになってしまったわけであります。

その間、衆議院において小選挙区比例代表選挙の小選挙区の設定のことでたびたび議論がございまして、その投票価値の平等の議論が世上議論されるようになり、それがいつの間にか参議院のほうの議論にまで波及をしてきたというのが背景にはあるのだろうと思います。

ですから最高裁は、本来そこで判決を変えたわけでありますから、十分な説明をやはり国民に対しても、あるいは国会に対してもすべきでありますが、ここをしていないのは問題だと思いますけれども、しかし、最高裁としてもそうした世の中の事情、これを踏まえた上での判決だったのかもしれないなとも思えるところでございます。

ただ、世界を見渡せば、アメリカは上院議員の選挙は各州２人割り当てられています。これは鳥取県も含め今、全国に参議院議員の選挙区選挙の人たちはいるわけでございますけれども、そうした人たちは人口の多寡に関係なくそれぞれの選挙ごとに１人選ばれるという仕組みを維持しているわけでございます。これはアメリカの上院選挙が多分下敷きになっているわけでございます。そのアメリカの現状はどうかというと、70倍の投票価値の格差が上院についてはあるわけでありますが、それは憲法上そういうものだというふうに定められていますので、これについて議論には上らないというようなことになっています。

日本の場合も参議院議員選挙の最初の説明からしますと、都道府県ごとの政治的な実態がある。そういう都道府県という単位によって選挙をするのだと。３年ごとに半数改選するという仕組みがありますので、一人一人そのたびに選ぶということを決め、人口の多寡をある程度加味してそうした定数割りもしたのだというような説明でございました。

こういうようなことを考えますと、やはり私たちとしてもう一度原点に返るべきではないかなというふうに思います。７月29日、ちょうど参議院での議決があったときに全国知事会議が開催をされておりまして、このことも知事会として議論をさせていただきました。緊急な意見として、私どものほうからそうした主張をさせていただきました。私のほうからも今申し上げたことの概略を鳥取県知事の意見として申し上げたところであり、同様のことを高知県だとか徳島県だとか島根県だとか、さらにはそれ以外の県でも山形県を初めとしてそうした意見が出ました。

私も驚いたのは、東京都の舛添知事も手を挙げられまして、舛添知事も意見を出されましたけれども、あの方は参議院議員の出身でいらっしゃいまして、この課題については鳥取県を初め今いろいろと議論が出たけれども、地方代表という仕組みを参議院はとってきていると。今回の合区というのは、それとは違った行き方になっていると。本来は憲法の中で

地方代表というのを位置づけるべきではないだろうかと、こうしたことを東京都の舛添知事が発言をやはりされていました。

そのように東京都側のほうからも御意見が出て、知事会全体として憲法論をやらなければならない。その中でこの参議院の代表制度につきましても議論をしなければならない。それをできるだけ早く取りまとめようではないか、こういうようになってきたところであります。

法律は、御案内のように制定をされてしまいましたので、次の参議院議員の選挙は今の決まった形で、合区という形で行われることになるわけでありましょうけれども、しかしながら、本来国のあり方として、民主主義のユニットとして都道府県が機能していることを考えれば、それに基づく選挙制度があってしかるべきだと思います。その意味で、それは憲法論も含めて知事会など議論を喚起してまいりたいと考えております。

## Ⅱ．骨太の方針と地方創生のあり方について

**【代表質問】**

我が国は急激な人口減少と超高齢化社会を迎えようとしておりますが、日本創成会議のいわゆる増田レポートで、将来的には全国の半分近くの市町村が消滅する可能性があるといった衝撃的な報告が出されました。

このような中、安倍政権は地方をつくり直す、すなわち地方再生ではなく、新たに地方をつくりかえる地方創生を最重要課題と位置づけ、集中的に取り組むこととしています。

このため、平成26年12月に、今後目指すべき将来の方向を提示するまち・ひと・しごと創生長期ビジョンと今後５カ年の目標や施策の基本的方向や具体的な施策をまとめたまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しました。

これを受けて、先月、鳥取県版の人口ビジョンと地方創生総合戦略の素案が示されました。人口ビジョンでは、県内から消滅可能性都市をゼロにすることを目標として、自然減対策と社会減対策の実施により、2060年の人口を国の推計より８万人多い43.4万人とし、2080年代には人口が安定することを目指しております。

総合戦略では、「住んで、訪れてよかったと誇れる鳥取県」との基本方針を掲げ、人口減少に歯どめをかける対策と人口減でも持続的に活力ある地域をつくる対策として253件の施策が上げられております。都会にはない本県ならではの特性を強みとして生かして、例えば国際リゾート鳥取に向けた国内外からの観光誘客の推進や日本一子育てしやすい鳥取県をつくるための子育て支援策の拡充、あるいは鳥取県版ＣＣＲＣなど移住定住の推進などに取り組んでいくとしております。

そこで、初めに、人口ビジョンの策定についてお尋ねしますが、人口が安定する2080年代における人口構成の姿、県内産業の姿、農村・漁村など地域社会の姿など、鳥取県の将来像をどのように描いておられるのか、平井知事の御所見を伺います。

次に、平井知事はマニフェストで、「鳥取県こそ地方創生の旗手に」と言われておりますが、このたびの総合戦略の中で、どのような取り組みを全国に先駆けたモデルとして重点的に推進していこうと考えておられるのか、あわせて伺います。政府のまち・ひと・しごと創生本部は、地方創生の柱として2016年度予算で新型交付金を創設するとして、国費負担1,080億円、地方負担を含めた事業費ベースで2,160億円を概算要求に盛り込むことを決定しました。全国知事会などは、2014年度の補正予算で計上された先行型交付金1,700億円を大幅に上回る規模を求めていましたが、新型交付金の概算要求額は、大幅に下回るものでございました。地方創生の原点は、地方みずからの発想と創意工夫により、個性と魅力あふれる地方をつくっていくことであり、このためには、国から地方への権限と財源の移譲が不可欠であります。

このような観点から、我々、県議会自由民主党は、９月補正予算などに対する提言の中で、新型交付金のあり方について、地方の実情に即して自治体がみずからの発想と責任で幅広い事業に自由に使える交付金となるよう、また継続的に十分な額が確保できるよう、強く国に働きかけることを平井知事に提言したところであります。

また、少子化対策など本県の先駆的な取り組みの財源として、この新型交付金を積極的に活用し、これにより一定の余裕ができた一般財源を真に本県が必要とする地方創生の関連施策に充当することも必要であり、こうした観点からも地方一般財源の確保

は重要な問題だと考えております。

ことしの６月30日に閣議決定した骨太の方針では、地方財政についても国の取り組みと歩調を合わせた歳出改革に取り組むことを求めており、別枠加算や歳出特別枠などのリーマンショック後の特別措置について、経済再生に合わせ、危機対応モードから平時モードへ切りかえるとしております。国の債務残高が1,000兆円を超えて、さらにふえ続ける中で、今後、別枠加算や歳出特別枠にとどまらず、地方交付税や公共事業などについてもさらなる削減が懸念されております。

地方財政の健全化に向けた努力は引き続き必要ですが、地方歳出の大半は法令で義務づけられた経費や国の補助事業で、地方は社会保障関係費の増加分を給与経費や投資的経費を削減しながら懸命な歳出削減努力で吸収してきております。

平成13年度から25年度までに都道府県が一般行政の職員を21％削減したのに対し、国は同期間で非現業職員の削減が３％にとどまっており、都道府県の職員数の削減は国の７倍にも及んでおります。このような対応が限界に近づく中で、国の制度や法令の見直しを行わず、仮に一律に歳出削減が断行されれば、地方創生に向けた取り組みはもとより住民の安心・安全を支える基礎的な行政サービスさえも事実上不可能となるおそれがあります。

地方の創生なくして日本の創生なし、この地方創生の理念を踏まえ、アベノミクスの効果を地方の隅々まで行き渡らせるためにも、地方の財政需要を地方財政計画に的確に反映し、地方一般財源の総額を確保することが、地方創生の実現に向けての国の責務だと考えますが、平井知事の御所見を伺います。

また、今のところ新型交付金には、先行型のような国によるメニューは示されておりませんが、限られた交付金の獲得に向けて全国の自治体が手を挙げる中で、その予算配分に当たっては、国の意向に沿った事業が採択され、結果的に全国の自治体が画一的な事業に取り組むことになるのではないかと懸念しております。

今回のような小規模な予算で、さらに地方に負担を求めるような制度設計では、地方が選択できる事業の幅は極端に狭まり、地方創生に向けてのチャレンジ型事業は影を潜めることになるのではないかと懸念されますが、平井知事の御所見を伺います。

また、地方側としても、具体的かつ客観的な重要業績評価指標（ＫＰＩ）を設定し、効果検証の仕組みも含めたしっかりとした施策を提案していく必要があると思いますが、あわせて御所見を伺います。

**【平井知事答弁】**

地方創生についてコメントがございましたけれども、議員がおっしゃいますように地方創生はこれからの鳥取県、さらにはその中の市町村それぞれの地域活力を呼び戻す、そのためのものでなければならないのだというふうに思います。そういう意味で大切な今、時期に入っているわけでございまして、今回も私どものほうから今から取り組んでいく戦略につきまして素案を示させていただきました。議会のほうでも先般、全協で御意見が寄せられましたけれども、そうしたことを含めながら最終的に取りまとめをして道筋をつけてまいりたいと思っております。

人口ビジョンの策定に当たりまして、2080年代の人口構成の姿などを考えると鳥取県の将来像としてどういうあり方を見込んでいくのか、さらに全国に先駆けた地方創生のモデルとして重点的に鳥取県としてどういうことを考えていくべきなのかと、こうしたお尋ねがございました。

私どもとして2030年までに合計特殊出生率を1.95まで引き上げるとか、それから社会減と社会増、この差し引きの社会増減のところの減少傾向を食いとめるということなどを織り込みまして、鳥取県独自の目標を入れ込んで数字として計算をさせていただいたのが先般、全協のほうにもお示しをいたしました人口ビジョンでございます。国のほうの試算からしますと2040年ベースで５万人ほど人口がふえている結果、多い結果になっていますけれども、それはそういうことのいわば数字的な見込みを入れた上での話でございます。それをさらに続けていくことができれば、同じような傾向で推移することができれば2080年ごろには人口の均衡点に達するのではないかということで試算をさせていただきました。

まだ大分先の話でございまして、そこに至るまで65年間の時が流れるわけでございます。そのときにどういうような姿を我々として見込んでいくのかというお尋ねでございますが、これは今、我々がその絵姿のもとをつくることいかんにかかわってくるわけであります。ですから議会の皆様、市町村の皆様、さらには住民の皆様、企業の皆様、そうした方々と一緒になりまして今まだない2080年代に向けた未

来像をつくっていくというのが我々の役割でございます。これがうまくいくかどうか、一気呵成に今進めるべきだというのが今回進めさせていただいた、まず第１段階としての将来ビジョンの地方創生総合戦略の骨子でございました。

ただ、いろんな傾向は出てくるだろうと思います。2080年の姿、そういう人口均衡点に達するのであれば、今はもう完全に高齢者のほうに人口の比重が置かれた姿に行き着き始めておりますけれども、それがこういうつり鐘形と言われるような、人口の均衡点にふさわしいような姿になってくるだろうと。そうなりますと若い方々がある程度多い形での割合になる。

ただ、全体の人口規模は、今の60万人規模から40万人規模でありますので、３分の１ぐらい減っているということでございます。その３分の１ぐらい減った数の中でこの県土を支えていく、そういう姿を考えなければなりません。

それを支えていく際に恐らく傾向は変わってきている。県土の基盤のところは変わってきていると思います。交通の面、例えば高速道路だとか、あるいは鉄道の高速化、また海外との結びつき、これは空の道や海の道ということもあるでしょう。そうしたことで基盤が大分変わってきていることを想定することができようかと思います。もちろんそれに向けて努力していきますよという決意を今、私たちがしていかなければなりませんが、そういうことだろうと思います。そうすると交流が深まってくるわけですね。県境がとれ始めている、とれてしまっている状態を想定すべきであります。鳥取県は鳥取県として、このユニットとしてのデモクラシーを守り、地域の豊かさをともにつくっていくわけでありますが、近畿圏とか山陽とか、さらには海外との結びつきが強まってきている。今以上に海外の旅行客が鳥取県を闊歩しておられる。また、私たちのビジネスも海外との協調の中で生まれてきている。当然ながら農林水産業の姿も変わってきている。農林水産業の輸出ということも今以上に進んできておりましょうし、また人口が少ない中で広目の農地を支配しなければならない、そういう宿命に追い込まれることを逆手にとって競争力のある農業を進めようとしている、そんな姿を見つけ出していかなければなりません。こういうように従来とは違った姿をつくっていく必要があります。

また、そこにはそれを支えるための医療だとか福祉、そうしたサービス基盤、これを高度な技術やすぐれた人材を得ながら獲得していかなければなりませんし、人口が伸びていく社会とは違う中で、その教育などのシステム、こうしたところにも切り込んでいっていることがありましょう。

また、エネルギーの需給関係も変わっているはずであります。海の中からメタンハイドレート、これが実際に活用できる、そういう時代を引き寄せていければ、それは鳥取県の産業構造の違いにもつながっているはずであります。航空機産業、あるいは医療関連産業等の先端産業、そうした端緒も開かれていることを見込みたいと思います。こうした未来図に向けて今進めていくということだろうと思います。

そういった意味で議員がおっしゃるように、では、重点的に鳥取県としてどういう地方創生戦略をモデル的に描いていくのかということでありますが、それは少子化対策あるいは移住対策といった今、喫緊の課題、さらには１万人の正規雇用をつくっていく、そういう土台づくり、また農業等を元気にしていく、そうしたことなどを含めてやっていく必要があろうかと思います。

先般、８月28日に自民党の地方で住もうという地方居住推進議連というところに呼ばれまして、鳥取県の現在の取り組みを説明してくれということでございました。私もちょっと驚いたのですが、現在鳥取県でやっている少子化対策、子育て王国の施策であるとか、それから移住対策を進めてきまして、現実にも昨年1,246人まで移住が進んだこと、そうしたことを支えてきた市町村と共同したり、まちと一緒になってやってきたそうした取り組みを御紹介申し上げましたら、鳥取県は非常に先進的だという声を各方面からいただきました。また、そこに同席をされていた各省庁の方々からもその後、同様のお話をいただきまして、少々驚いたわけでございます。

実はこの地方創生は、私は今まで鳥取県がやってきたことの延長線上にあると思っています。その延長線上の中で、ようやく国がこの地方創生に気がついて、本気で応援しようと動き始めたのが今のタイミングだろうと思っています。ですから鳥取県としてある程度前を走ってきた部分がございますので、今までやってきたことでうまくいったことを中心にモデル的な取り組みを十分組んでいくことはできようかというふうに思います。例えば少子化対策でこのたび９月からスタートをした保育料第３子以降無

償化事業を始めたわけでございますけれども、こうしたさまざまな政策をとってきたことがございまして、上半期での出生数は112人前年よりもふえているわけでございます。こういうように私どもとしてもそうしたモデル的なことをどんどんと進めていくことができるのではないかなというふうに思います。

そこで議員がおっしゃったＣＣＲＣであるとか、あるいは観光のＤＭＯとか、そうしたことなども進めていくべきではないかなと思っております。

特に大切なのは、スピード感ではないかなと思っています。鳥取県の場合、人口規模が小さいわけでありますので、市町村と呼応しながら、また地域とも連帯をしながら先頭を打ってやっていく、そういうことが鳥取県の地方創生戦略を他に際立たせて有効に動かしていく手だてではないかなと思っております。そんなようなことを今後、取り組んでまいりたいと思っております。

次に、財源の問題につきましてお話がございました。地方一般財源総額をこの地方創生との関連で、まずは確保していかなければならない。これは国の責務ではないかということ、さらに新型交付金につきまして、今の規模で地方創生に向けてのチャレンジがしぼんでしまうのではないかという懸念があるのではないかとか、ＫＰＩを設定した効果検証、こうしたことも進めていく必要があるのではないかというお話がございました。

これにつきましては、今、概算要求が進んでまいりまして、この地方創生のための新型交付金については1,080億円という額が今示されています。それが２分の１の交付率でということでございました。またあわせて示されたのが議員が御指摘なさいました地方一般財源のほうでございますけれども、これについては現在62兆円という一般財源総額が示されていまして、今年度よりも5,000億円ふやすというような形になっています。しかし注意しなければいけないのは、社会保障関係での

負担増もあるわけであります。それが実は大体5,000億円ぐらいと同じ概算要求の集計でもなるわけでございまして、そうしますと、一般財源総額が膨らんだとはいえ、使えるお金が膨らんだかということについては果たしてどうだろうかというような声も出てくるわけだろうと思っております。鳥取県も地方交付税に依存しているわけでありますが、地方交付税は若干しぼむという格好になっています。



特に歳出の特別枠とか別枠加算だとか、そうしたことが縮小されるということも盛り込まれてきておりまして、こういうことからしますとやや警戒せざるを得ない面もあるかなと。さらに、トップランナー方式と言われます行政改革の成果、こういうものが進んでコストを減らしているところに合わせた交付税の計算を導入すべきではないかと、こういう議論が今出てきておりまして、これをまともにやられますと、人口規模が小さい、行政効率が余り高くないと一般的に考えられる鳥取県のようなところに過度に減少が来るのではないかという懸念もあるわけでございます。ですから、まだまだ不透明感がございまして、私どもとしては、一つには地方財源の総額、マクロで国に対して要求をしていかなければならないと思っていますし、あとミクロで鳥取県のようなところがやっていけるような、そういう一般財源確保、これができるシステムを求めていかなければならないと思います。議員がおっしゃるように地方創生を進めていくというのであれば、新型交付金のことはありますけれども、新型交付金は正直もともと額が限られておりますので、一般財源総額のほうがよほど大切であります。今、まち・ひと・しごと関係で１兆円という話は国のほうで用意をしているようにも見えますけれども、ただそれで一般財源総額が全体として確保されなければ結局はそうした地方創生へのお金も回っていかないことになりますので、その辺はよく注意をしなければならないと考えております。

議員がおっしゃるように、鳥取県は行財政改革を進めてきたわけであります。国はそれを怠ってきたわけであります。私ども鳥取県の昨年度の決算からしますと、経常収支比率は全国３位から全国２位に上昇するということも見込まれてきました。事ほどさように私どものほうでも努力をしているわけであ

りますが、努力をしたからこそトップランナー方式と言われるような行財政改革の手法によって交付税を逆に切り捨てられてしまうということは正直納得がいかないところがございまして、この辺はよく訴えかけをしていかなければいけないと思っております。

それで、新型交付金についてでございますけれども、今申し上げましたように、私たち鳥取県は、市町村もそうでありますが、移住対策や少子化対策に代表されるような地方創生を先駆けてやってきたわけでございまして、そこに国が支援として新型交付金を出すというように動いてくるわけでございます。全体的な額からしますと、新型交付金で配分されるのはそんなに大きな額ではございませんで、我々がふだんからやっている少子化対策や移住対策のほうが額が大きいわけであります。ですから1,080億円をどういうふうに評価するかというのは難しいですけれども、正直多々ますます弁ずというのは正直なところでありますが、もともとこの新型交付金だけで全て地方創生が終わるというような額でもございませんでしたので、そこはある程度したたかにもらえるものはもらいながら、また我々としても行財政改革の努力もしながら、未来を見据えてやるべきことにチャレンジしていくという精神で向かっていかなければいけないだろうというふうに思っております。

市町村の中に、やはり新型交付金について、もっと額がないと元気が出ないという声があるのは事実ではありますけれども、市町村も私ども鳥取県と同様だと思いますが、やはりしたたかに経営していかなければならないものでありますので、今よりはもらえるものが出てくるわけでありますから、それは上手に活用しながら従来の行財政改革努力でひねり出していくものとあわせてやるべきことには挑戦をしていく、この姿勢が大事だというふうに思っております。効果検証につきましては、鳥取創生チーム会議をせっかく立ち上げましたので、この鳥取創生チームの中で、市町村長だとか、それから経済界、そうした皆さんと一緒になりましてＰＤＣＡサイクルを回していく仕組みを動かしていきたいと考えております。

## Ⅲ．ＴＰＰの影響と対応について

**【代表質問】**

ＴＰＰについては、主導する日米の２国間協議が山場を越え決着間近という状況でしたが、７月末に開催された閣僚会合においても、医薬品のデータ保護期間や乳製品の取り扱いをめぐり協議が難航し、大筋合意には至りませんでした。

安倍政権は自由貿易の推進を成長戦略の柱として位置づけ、ＴＰＰやＥＵとのＥＰＡ、これらメガＦＴＡと呼ばれる自由貿易協定の拡充を推進しております。その牽引役となるＴＰＰが早期に大筋合意に達することができれば、日欧ＥＰＡなど他のメガＦＴＡ交渉の追い風にもなり、貿易立国である日本にとってそのメリットは大きいものと考えております。

一方、鳥取県の基幹産業でもある農業分野に関しては、重要５品目についても交渉内容が明らかになってきており、残されている米の輸入枠の拡大や乳製品の大幅な市場開放など、本県農業に大きな影響を及ぼす項目については、交渉の動向を今後も注視していかなければならないと考えております。

我々、県議会自由民主党はこのたびの会派提言の中で、農林水産分野における重要品目の関税維持とともに、農林水産業の持続的な発展が図られるように地域特性に応じた再生・強化策を講じるよう国に働きかけることや、県も国の対策に呼応して、県内農林水産業への影響を緩和するために必要な対策を検討することを知事に提言しました。

ＴＰＰは鳥取県の農業にとって大変大きなピンチではありますが、牛肉の関税が段階的に引き下げられた間に、生産量を伸ばした和牛の例のように高付加価値化によりピンチをチャンスに変えることも可能であります。

以上の観点からＴＰＰの県内農業への影響をどのように捉え、農業活力増進プランを羅針盤としてどのように対応していかれるのか、平井知事の御所見を伺います。

**【平井知事答弁】**

ＴＰＰにつきましてお尋ねがございました。ＴＰＰの本県への影響はどうか、どういうふうに考えているのか、農業活力の増進プランを使ってどういうふうに切り抜けていくのかというお話でございまし

た。

このＴＰＰについては、去る９日から11日にかけまして、アメリカ、カナダ、メキシコ、日本の間で自動車をめぐる担当者交渉官の協議もございました。しかし話はまとまらなかったわけであります。このほかにもまた例えば知的財産権の問題であるだとか、さまざまな領域があり、もちろん農林水産業の課題もあり、まだ話がまとまってきている、収れんしてきているわけではございません。９月中に閣僚会合を開くということで声は上がっていますけれども、客観情勢としては、そう簡単に閣僚会合に行き着けるかというと、そういうようにも見えない状況でございます。現在、10月にカナダで総選挙がある、さらに年明けにはいよいよ大統領選挙に向けて本格的な動きになってくるわけでございまして、正直、今ＴＰＰの議論の環境として、８月末の期限を逃してしまったことの余波は大きいようにも見えます。ですから、今すぐＴＰＰがこういう形で決着するという見通しが立つ状況ではないかと思います。ただ、私どもとしてＴＰＰ交渉の行方、これは十分にウオッチをしていかなければならないと思います。特に国会での決議もあり、守るべきものは守る交渉をしてもらわなければなりませんし、さらに万が一何らかの決着をするというのであれば、農林水産業への影響、これの回避を国策としても万全の体制でやってもらわえければならない、これが基本戦略だというふうに思っております。

現在の交渉の流れからいきますと、例えば乳製品７万トンというようなものがあるのではないかというような報道がございました。この７万トンの乳製品の輸入はどういうインパクトがあるかというのを、率直に酪農関係の中枢の人などのお話を聞きますと、今でも実は輸入量等はございまして、仮にその程度で上がるのであれば、例えば壊滅的な打撃を受けるとか、そういうようなことではないのかもしれないというような話も聞こえてきます。また、米の輸入につきましても、要はミニマムアクセス米をどれだけふやすかと五十歩百歩みたいな議論にもなり始めているところもございまして、ですからまだそこら辺の行方を見きわめなければならないと思います。

ただ片方で、では影響が全くないかというと、そういうわけでは決してないわけでありまして、関税障壁を下げることが前に進めば、我が国のように生産にコストがかかっている、そういう実態の農林水産業からしますと残念ながら影響はある程度受けるということだろうと思います。ですから、大切になってくるのは競争力をいかに高めていくのか、その意味で議員がおっしゃるように農業活力増進プランを前に進めていく必要があるということだと思います。低コスト型の農業を進めるための低コストハウスの導入につきまして今議会にも御提案申し上げておりますように、戦略的な活力増進プランの推進を図ってまいりたいと思います。

## Ⅳ．平和安全法制の国会審議について

**【代表質問】**

鳥取県議会はさきの６月定例会において、平和安全法制整備法案に関して、我が国を含め一国で平和と安全を維持することは困難であり、我が国にふさわしい形で役割を果たすために必要なものとして、国会での慎重審議を求める意見書を賛成多数で可決し、衆参両院議長、内閣総理大臣などに宛てて提出しました。

意見書では、国会審議に関する国民の疑問や不安を真摯に受けとめ、国民への丁寧な説明を行うとともに、慎重かつ丁寧な審議を求めておりますが、この間の国会論争は、いまだに合憲か違憲か、あるいはマスコミに対する暴言や首相補佐官の失言等が議論の中心で、肝心な安全保障という国民のリスクに正面から向き合った議論にはなっておりません。

政府が既存の法律10本の改正案を平和安全法制整備法案として束ねたのも、議論をわかりにくくしている要因の一つであり、さらには政府・与党の責任として、平和安全法制の研修会や講演会を開催したり、あるいは国会議員みずからが国民に対して直接訴えかける努力やマスコミ対策なども不十分だったのではないでしょうか。

しかしながら、法案の中身についていま一つ議論が深まらなかった最大の要因としては、戦争法案というレッテルを張り、徴兵制が復活するなどの世論の扇動に終始し、中身の議論に入ろうとしない野党の姿勢にあったことも否定できません。

今国会の会期は過去最長となる95日間延長され、衆議院ではＰＫＯ法や有事法制を上回る116時間の審議と、参議院でも100時間を超える議論がされて

おり、日本を取り巻く安全保障の現状を考慮すれば、決めるときには決める、これが国民から負託を受ける最高議決機関たる国会の責任のあり方ではないでしょうか。

憲法が侵略的な武力行使を放棄しているのは疑いようもなく、また、憲法解釈も安定している方が望ましいのは言うまでもありませんが、国際情勢は絶え間なく変化しており、安全保障政策は、その国際情勢を考慮しながら、解釈変更の余地を残しつつ憲法の規範と整合性をとっていくのが現実的で適切な対応だと考えております。

我が国の国際協調主義に基づく積極的平和主義と平和安全法制の考え方は、アメリカはもとより、インド、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム、オーストラリア等のアジア、オセアニア諸国、また、エジプト、ヨルダンの中東諸国、あるいはブラジル、メキシコなどの中南米諸国、そして、ドイツ、フランス、イタリア、イギリスなどのＥＵ諸国、これらの世界の多くの国から支持され、評価や期待の声が寄せられております。

平和安全法制について、自民党は平和安全法制理解促進委員会を立ち上げ、国会審議と並行して、国民の理解の促進を図るとして取り組んでまいりましたが、この間の国会審議や国民の理解について、平井知事はどのように感じておられるのか伺います。

**【平井知事答弁】**

これについては７月の16日に衆議院を可決通過をしまして、現在参議院での議論が進んでいるところでございます。さまざまな賛否の議論が交錯をしておりまして、非常に緊張感のある審議になってきているというふうに感じているところでございます。これにつきましては、この鳥取県議会におきましても６月の県議会で各会派の中での話し合いといいますか、いろんな議論の中で慎重な審議を求める決議がなされたところでございまして、この国の行方を大きく左右することも考えられる法案でございますので、慎重な審議を私としても望んできたところでございます。ただ、これは外交、防衛の基本に係るところでございまして、地方の首長が右だ左だと言うのは差し控えるべき分野かなというふうに考えておりまして、国会における議論、そして国民のそうした議論の動向というのを注意深く私としてもフォローしてまいりたいと考えております。

本日、中央公聴会が開催をされ、明日、神奈川県



で地方公聴会が開かれるということになってきました。そうした意味で、国会周辺でも昨日、その法案の反対を唱える人たちが集結をしました。主催者側の発表は何万人ということでありますが、警察発表は１万数千人ということでございまして、真偽はよくわかりませんけれども、さまざまな議論が今、国会の内外で行われている状況でございます。これについてはやはり十分な審議が必要だと思いますし、熟議を凝らすことが参議院のいわば務めでもあろうかと思います。そういうことで与野党でさまざまな努力が行われているのではないかというふうに感じているところでございます。

昨日ＮＨＫさんが世論調査を発表されましたけれども、その中で６割の国民はまだ十分な議論がなされたとは思っていないという議論がございまして、それは確かに国民的な実相なのかなというふうにも思います。ただ片方で、これはどういうふうに考えたらいいのかよくわかりかねるところでもございますが、そういうことで安倍内閣の不信任が強まったかというと、安倍政権の支持率はむしろ上昇して、逆に不支持率が下がって、支持が不支持を上回ったというのが昨日のＮＨＫの公表でございました。ですから、国民は議論が尽くされることを望みながらも冷静にこの審議を見詰めているのかなというふうにも思えるところもございます。いずれにせよ熟議を凝らすことが大切でございまして、27日の会期末という設定もございますが、慎重な審議を望みたいと思います。

# 県政に係る諸問題について

## Ⅴ．地方創生に係る諸問題について

### 《追求質問①》政府機関の地方移転について

**【追求質問】**

国は政府関係機関の地方移転について、250の機関から成る移転候補リストを示し、８月末までの提案を自治体に呼びかけましたが、その中には種子島宇宙センターや高速増殖炉もんじゅなどの移転不可能と思われる施設が入っており、東京に所在する施設に限れば50程度しかないことが明らかになりました。

そもそも政府機関の地方移転は、地方創生の実現に向けて東京一極集中を是正しようとする重要な施策ですが、このリストを見て、国の本気度に疑念を抱くのは私だけではないのだろうと、こんなふうに思います。

鳥取県は、このたびの政府機関の地方移転をめぐり、職業能力開発総合大学校、国立果樹研究所、統計センターの３機関の県内への移転を要望し、８月末に内閣府に対して提案書を提出されました。しかしながら、国立果樹研究所は茨城県にあり、地方から地方への移転について異論があったとも仄聞しております。３機関の地方移転の可能性につきまして平井知事の御所見を伺いたいと、このように思います。

また、国の機関を県内に移転させることも重要でございますが、既に県内に所在している労働局など、国の出先機関を県へ移管するように国に働きかけることも重要であり、自主・自立の地域づくりを目指す地方創生にも資するものだと考えております。



一例を挙げれば、昔、地方事務官制度があった時代に県の組織としてありました雇用保険課のように、労働局などの国の機関を県に移管することにより産業振興と連動した雇用政策が可能となり、採用職員などの一定の定住効果も期待されるのだろうと、このように思います。内閣府の地方分権改革有識者会議におきまして、ハローワークの都道府県移管の検討が始まるようでもあります。こうした動きを加速させる必要があると思いますが、同会議のメンバーでもある平井知事の御所見を伺いたいと思います。

**【平井知事答弁】**

今、私どものほうで８月末で締め切りました際に出させていただきましたのは、職業能力開発総合大学校のいわば社会人養成の技術者養成機関、さらに果樹研、これは梨でございます。また、あと統計センターのうちの統計を分析する、そういう部局、こうしたところでございまして、実はあした、政府のほうでヒアリングがなされることになっています。これは事務ベースでヒアリングをするということなので担当者に行っていただくということになりますが、これは今おっしゃるように競争的に各県が手を挙げながらやっているところはございまして、きちんと主張をするべきことを主張してくるように中で作戦も練り、指示もしているところでございます。

これは一つ議員のほうで政府の本気度が疑われるというお話がございました。それはある意味私も同感なところがございまして、今回は政府機関の移転を受ける地方のほうで何でもかんでも用意しなさいとか、プランがすぐれているところについて検討しますよとか、そういうようなことでございます。また、その機関の一覧も向こうで用意した機関の中からこちらがさわりに行くというやり方でございまして、かつて国の機関の移転であれば、国会を我が国の中部地方に移転するとかいろんな構想があって、国会の議決がなされた首都機能移転などもありましたし、そういう歴史があるのですけれども、そういう中からすると、ある意味実務的というか、ちょっ

とシャビーなところがあると。その辺は最初の問題設定が備わっていまして、野坂議員のおっしゃるのもなるほどそうかなと思われるところもあります。

ただ、逆に一つ期待をしたいのは、今回、政府としても本気でこれを移すというふうに言っていまして、国のほうの中で各省庁は全部抵抗しますから、その中でちゃんと実績もつくっていくということを、これは内閣としてやっていくのだということもあわせて言っていますので、これからが中身がどうなるか見えてくるところになりますが、国の本気度は試されているというふうに私は思っております。

私どものところの見込みはどうかということでありますが、これはそういう意味でまだよくわかりません。ただ、職業能力開発総合大学校のほうでは、これから新しい技術が必要となる人材がなければこの国はやっていけないのだという問題提起をしておりまして、その拠点として別に東京でなくてもできるわけですから、それは鳥取でやれば西日本の人たちも集まりやすいし、よいではないかと。我々のほうでもそのためのスペースの提供を考えたいと思いますし、民間企業にも連携してもらうことをお願いし、了解もとらせていただいておりまして、それ相当のプラクティカビリティーを持って提案をするという体制で臨んでおります。

果樹研究所につきましては、御案内のように梨では鳥取県はさまざまな品種の開発がなされておりまして、県でも新甘泉を開発したり、また秋栄だとか瑞秋だとか、鳥取大学もさまざまな新品種を積極的にやってきたり、そういうメッカであります。全ての果樹研でなくて、そういう梨など特定の樹種に限ってこちらに拠点をつくるということはあるのではないでしょうかと。これは今ある鳥取大学の遺伝子バンクを使ったり、それから私たちの園芸試験場を活用したり、人数的にも限られていますので、それは実現可能なレベルでの話として持っていこうというふうにしております。やや挑戦的なのは統計センターの部分でございます。これは今、願い出ているところは260人規模の組織でございまして、鳥取県庁全部合わせたものの大体１割ぐらいの大きさのところになりますから、これだけの人が引っ越してくれば、家族も考えればそれ相当の規模になるというもので呼びかけをしようと思っています。その理由は、やはり国の中で災害リスクがあるわけでありまして、関東に全部置いておくがいいか、あるいは西へ持っていくがいいかということであります。地震や火山、そうしたいろんなリスクの少ないところに国のデータ分析のかなめがあってもいいのではないかと、そういうような論陣で訴えかけをしてこようかと思います。ただ、いずれも今はまだ正直言ってゼロ回答ベースが国の状況だと思いますので、これからしっかりと主張をし、働きかけをしてまいりたいと思います。

ハローワークにつきましては、これは議員のおっしゃるようにもともと都道府県庁の中にそうした部局もあったわけでありますから、それが中央事務官制度が分かれるときにみんな出ていってしまったということでございまして、私どものところであってもおかしくないものだと思います。鳥取県では、既に境港と八頭におきまして、ふるさとハローワークという鳥取県の組織でハローワークをやっている全国唯一の場所でございます。ですから、やってできないことはないというのが我々のこれまでの経験値であります。また、今は特区がございまして、埼玉県と佐賀県がその特区に指定をされ、知事がそうした職業安定の権限を一部持たさせてもらっているということになっています。ただ、それでも全ての権限があるわけではありませんので、これは両方に説明をしなければいけないとか、あるいは季節の繁閑がありますので、忙しい季節には県庁職員はこちらを手伝いに行かせるとかということができない。そういう人事権がないところがございまして、限界があるということです。

このように考えますと、やはりハローワークは丸ごと産業政策を行っているところと合体して、地方において行うことがよいのではないかというふうに考えておりまして、これは全国知事会一致して求めているところでございます。このことを私も地方分権改革推進会議の中で申し上げました。石破大臣を初め、これについて検討するという賛同までは得られています。これから具体的な審議が始まります。そのための部会もできました。この秋が勝負どころだと思いますので、しっかりと主張してまいりたいと思います。

これについては、国側はＩＬＯ第88号条約の関係でできないのだということを言っているわけでございます。その条約は何かというと、国が支配している中で全国的な職業安定組織のある体系がなければいけないという条約を盾に言っているわけです。しかし、これは実は私どもはうそだと思っていまして、例えばドイツでは民間委託を今やっていますし、そ

れから、北欧では地方で受けている国もありますし、ですからできないことではない。ＩＬＯ第88号条約の読み方の問題だと思います。私どものほうでこういうような主張をしておりますが、御賛同が得られるかどうか、やはり世論を喚起していかなければいけませんので、これから運動を展開してまいりたいと思います。

## 《追求質問②》少子化・子育て支援対策について

**【追求質問】**

鳥取県人口ビジョンの素案では、本県の合計特殊出生率を2030年までの第一段階で鳥取県の希望出生率である1.95まで引き上げ、その後は国の想定より早く人口減に歯どめがかかる人口置換水準2.07まで引き上げるとされております。

鳥取県における少子化対策などに関するアンケート調査では、理想的な子供の数は３人と答える方が一番多いわけですが、現実的には将来持つ子供の数を聞くと２人が多いなど、理想と現実の間に開きがあり、その原因として、子育てに費用がかかるという経済的な問題と育児に関する精神的な負担感が上げられております。

少子化の要因は複合的なものですが、日本の子育て関連の公的支出はＯＥＣＤ加盟国など他の先進国に比べて割合が低く、高齢者関連の支出に偏っております。これらが出生率との間に少なからず相関があるという指摘もございます。

今後未曽有の人口減少社会を迎える日本がとるべき少子化対策としては、富裕層の高齢者に対する年金の減額や医療費負担の増額等で一定の財源を確保して、その分、子育て関連の公的支出を厚くすることが重要だと考えております。このため、地方創生の旗手を目指す鳥取県としては、引き続き先駆的な子育て支援策で全国をリードし、国による事業化や財政充当を促すことにより、高齢者施策に偏った公的支出について、例えばＯＥＣＤ加盟国など国際的な水準も勘案しながら、バランスのとれた構成への転換を図ることが求められると思いますが、平井知事の御所見を伺います。



また、育児に関する負担感の改善も極めて重要であります。イクボス宣言やとっとり子育て隊などの取り組みは大変重要だと思っております。平成26年の経済センサスで、県内企業数は２万7,322社あります。しかしながら、企業の子育て隊の登録目標数を4,100社としておりまして、この事業にかける思いがいま一つ伝わらない設定ではないのか、このように感じました。

子育てに対する職場の理解は、女性の活躍や男性の育児参加に不可欠であります。また、独身の社員の結婚観にも大きく影響すると感じております。県としても理解促進に向けた取り組みを拡充すべきだと、このように思いますが、平井知事の御所見を伺います。

**【平井知事答弁】**

政府支出の中に占める少子化対策の支出が少ない、バランスが悪いのではないかということでございます。これは私どももつとに主張しておりまして、特に若手の知事で今、将来世代応援知事同盟というのをつくっておりますが、そこでもそうした運動を展開させていただいております。現状を申し上げれば、日本は１％そこそこのＧＤＰ対比率になります。これは今、最近少子化対策が成功してきているフランスが大体３％ぐらい、よく言われるスウェーデンが3.6％ぐらいでございますので、かなり低いわけです。これがやはり本来なすべきことができていないものですから人口減少につながっているのではないかという主張をしておったわけでありますが、今、消費税の引き上げ等で若干ですが地図が変わってきつつあります。このたび１兆3,000億円を社会保障財源に充てるということで消費税を財源として使うことになりまして、そのうちの４割が少子化対策に充てられるということになりました。こういうようにして徐々に変わりつつはありますけれどもまだま

だです。

今月に入りまして、総理が経済財政諮問会議で指示をしました。それで、全省庁に指示をしたのが抜本的な少子化対策をやりなさいと、年内にそうした総合的少子化対策をまとめるようにという指示が出ております。また片方で、概算要求ベースではありますけれども、厚生労働省等から私どもがやっているような多子世帯における少子化対策としての保育料の支援などが項目として盛り込まれ始めております。これからもバランスをもう一度直していく、そうした要請活動を展開してまいりたいと思います。

最後に、イクボス等々をやっているわけでございますけれども、県のほうで出したＫＰＩで子育て応援隊の会社、企業の子育て隊の登録者数が3,000社ぐらいだったのを4,100社に引き上げるとしている総合戦略の素案の数字が今は低すぎるのではないだろうと。これから県としてもそうした子育て隊の拡充に向けて理解促進を図るべきではないかということであります。

せっかくそうした御意見もいただきましたので、またこれは今後最終的な取りまとめをするまでに総合戦略のＫＰＩ、今の御指摘のところも再検討をさせていただきたいと思います。全体の企業数が大きいですから、どうしても役所が数字をつくりますと若干保身に走るのですね。これは直せといってもなかなか直さないのでこの場で申し上げますけれども、今の算定ベースは要は直近でこれだけふえたからそれを５年間ふやしたらこれだけだという結論なのですが、もっとドライブをかけていこうというわけでありますから、今3,000社が4,000社になるという案でありますけれども、最低限倍増するとか、3,000社を6,000社にするとか、そうしたようなことでないと誘導的な目標ということにならないのではないかと私も思います。これについては再検討をさせていただきたいと思います。その際に、我々で最近呼びかけて、ある程度反応がありましたのはイクボスでございまして、そうしたイクボスに取り組むような会社にも例えば子育て隊として登録をしていただくとか、そうやって抜本的な啓発活動の改善を図っていく必要があるのではないかと思っております。いずれにいたしましても、社会全体で職場が理解していくということを進めていかないと、本当の意味の例えば女性が働きやすい環境づくりだとか、あるいは子供をつくり育てやすい環境づくり、それにはならないと思いますので、この辺は議員の御指摘をいただいた上で数字の再検討はさせていただきたいと思います。

## 《追求質問③》財政目標と中期推計について

**【追求質問】**

本県の平成30年に向けての財政誘導目標では、財政調整型基金残高を300億円以上確保した上で、実質的な借入金残高を3,000億円以下に削減するとされております。また、毎年の当初予算編成時でのプライマリーバランスの黒字化も上げられております。

骨太方針の本県財政への影響は、別枠加算の廃止で約10億円の臨時財政対策債が増加し、歳出特別枠の廃止で約70億円の交付税が削減されると想定されております。それらにとどまらず、さらには地方交付税や公共事業などについてもさらなる削減が懸念されているところであります。

一段と厳しい財政運営が強いられる中で、６月定例会の全員協議会におきまして今後の財政指標が示されましたが、平成27年度の歳出構造で推計した場合、28年度で81億円、29年度では154億円、30年度では231億円の財源不足が見込まれております。また、今後の大規模投資事業を見ますと、平成30年度完成予定の県立中央病院で約270億円、平成28年から33年にかけての境港高度衛生管理型市場の整備費で約120億円、今後検討される美術館の整備費、大場館長は100億円にこだわっているわけではないと、このようにおっしゃっておりましたが、他県の近年の実施例を見ますと、規模感からいきますと約100億円程度。これらが想定されるのではないかと思います。

このように、財政規律を堅持しながら大規模投資事業に立ち向かっていかないといけないわけです。一見して二律背反した財政運営の解をどこに求められていくのか、この点、知事の御所見を伺いたいと思います。

続きまして、地方一般財源の確保についてお尋ねします。

地方創生の新型交付金の積極的な活用により一定の余裕ができた一般財源を真に本県が必要とする地

方創生の関連施策に充当することも必要と考えております。これは壇上の質問の中でも指摘させていただきましたけれども、このために地方一般財源の確保は非常に重要な問題であります。新型交付金を充当したからといって、その分、一般財源を減額されないように重ねて国に働きかけるべきだと考えますが、平井知事の御所見を伺います。

続きまして、地方創生の市町村の取り組みに対する県の支援についてお尋ねしたいと思います。地方創生の新型交付金につきましては、市町村も獲得に向けて独創的な取り組みを申請されると思っております。全体の予算規模が抑制されたため、その獲得競争は今後熾烈をきわめるのだろうと、このように思います。市町村が新型交付金の充当を申請しても採択されなかった取り組みのうち、県の人口ビジョンを実現するために寄与するようなものにつきましては県単独でも支援するようなおつもりがあるのか、この点についてもお尋ねしたいと思います。

**【平井知事答弁】**

当面の財政運営につきましては、６月県議会の際に皆様にこれからの財政運営の誘導目標をお示しさせていただきました。これは貯金を減らさない、借金をふやさない、それで毎年は黒字にします、簡単に言うとそういうことでございまして、これを継続して４年間やっていこうということであります。野坂議員がおっしゃったように、ただ、さはさりながら、これから見通しを考えるとなかなか厳しいものがある。今おっしゃったとおり、例えば税収がどれほど伸びるか、交付税はどうなるか、一般財源総額の確保については簡単なことではないかもしれません。現に28年度の地方財政計画の状況を見てみますと、大体交付税で3,000億円ぐらい減らそうというのが今の要求ベースです。これは単純計算しますと、鳥取県は28億円ぐらい減るようなイメージです。逆に、税収はどうかというと１兆4,000億円ふえるとなっていますが、多分これは都市部が中心でありまして、本県は大体14億円ぐらいふえる程度。そうすると、これは差し引きしますと、ここで赤が立つわけであります。かなり厳しいわけですね。そこに持ってきて、今後考えられるようないろんな需要、今おっしゃるような大規模なプロジェクトもあります。これらを上手に調和させながら年々歳々汗をかかなければいけないというところでございまして、当初予算編成のたびに議会の皆様に我々のほうでどうしたらいいのか御相談を一つ一つさせていただかなければ多分回らないことだろうというふうに思っております。

長期的にこの傾向はなかなか推移しがたいものがあるのではないかと思います。一つには、消費増税があって、消費増税に伴う地方消費税の引き上げがありましょうし、国のほうの税収に伴って、例えば子育てのお金をふやすとか、それがめぐりめぐって鳥取県でふだんこれまで払ってきた先行投資の分が国のほうの原資で出ていくということはあるかもしれませんけれども、ただ、その規模は社会保障負担などの膨らんでくる額との競争でございまして、簡単ではないというふうに見込むのがよろしいかと思います。ただ、片方で美術館などの議論を今していただいているわけでございまして、この辺についても道筋をつけていくべきものはいかなければいけないということです。

いろいろ今列挙されましたけれども、例えば病院を建てると、中央病院を新築しますというので270億円という当座の見積もりを出させていただいておりますが、これは特別会計の病院事業会計のほうになります。病院事業会計に一般会計から繰り出すところがどのぐらいなのか、これが勝負どころでございます。一番肝になるのは、病院事業が果たして持続可能な形で経営収支が償うような形でなされるかどうか。それがなされるのであれば、270億円お金がかかったとしても、それは病院事業収入である程度は償えることになる。あとは機器整備などなどの負担金をこれから病院事業の債権の回収ベースのときに我々のほうで一般会計負担として何年か出していくということであります。ですから、270億円全て丸々かかるということではなくて、そこを上手にやりようによって圧縮していくことが想定されまして、それをしなければいけないということであります。

美術館についても、先ほどおっしゃったようにある程度の規模が想定されるのかもしれませんが、大場理事監が申し上げましたとおり、まだこれは決まったものではなくて、ある程度財政の状況と調整しながら規模を今後決めていく話になるということでありまして、そうしたことを一つ一つについて丁寧に試みていかなければいけないのだと思います。

ただ片方で、今後終了してくる事業もあります。県立高校の耐震化事業、これだけで300億円ぐらいお金がかかっています。これをやってきたものもい



よいよ今、大団円を迎えていまして、終盤に差しかかってきております。こういうところの財政圧力は取れてくるということもありましょう。そうしたことをいろいろと調整をしながらやっていくことになります。

ただ、そういう意味で今後を見込んでいきますと、将来負担を今以上にふやさないということ、あるいは貯金を減らさないということについて、これは４年間の話でありますので、工夫のしようはあるかもしれません。ただ問題は、単年の黒字、プライマリーバランスが保てるかどうか、これについては、結構ハードルが高いというのが正直なところだろうと思います。ですから、なかなかそういうプライマリーバランスの難しい年には財政上の工夫、例えば余裕財源はどこかにないかとか、いろいろと我々のほうでお金をかき集める努力をしなければいけない場面もあろうかと思います。いずれにいたしましても、県民の皆様にお約束をした健全財政、これはこの４年間で守りながら、なすべきことをなしてまいりたいと思います。

２つ目に、新型交付金と一般財源の話がございました。これは国のほうに別枠だということでしっかりと求めていかなければいけないと思っております。１兆円のまち・ひと・しごとの創生事業費、これは交付税のカウントとしてなされるわけでありますが、1,080億円のほうは別の事業として立てていかなければいけないのだと思います。ただ、その裏負担の部分の調整がどうなるのかというのはやや論点として残るところかなと思いますが、いずれにいたしましても、総額が1,080億円を投入したことでふえなければ意味がありませんので、この点はしっかりと国に確認をしながら、今後の要請活動に向けていきたいと思います。

３点目として、市町村がなされる事業についてでありますが、市町村は市町村で私ども県でやるようなのと同じように財源関与努力をされなければならないわけです。現に例えば合併したところであればまだ合併特例債のようなことが残っていたり、それから、そのほかにも福祉の観点でも、あるいは商工関係でもまちづくりでも、それぞれ補助金が国のほうでございます。今回補助金でいえば、概算要求ベースで7,000億円を上回る地方創生関連の補助金が要求をされているわけでございまして、そうしたことなども活用していただく必要があると思います。それをトータルで見ながら、総合戦略を市町村が立てた上で個別の年の実行に移していくということになります。

県のほうでも単独事業で支援すべき部分も議員がおっしゃるように出てくるかもしれません。例えばこのたびの少子化対策の助成制度、高校生まで医療費助成をするとか、そうしたことなどを考えますと、国はやらないけれども県としてはこれは県全体の関係で市町村に対して手当てしようというものも中には出てくるかもしれません。今はそこまでは想定できておりませんけれども、県も後見役として鳥取県内の市町村の地方創生が円滑に進むように、県の役割も果たすべきところは果たしてまいりたいと思います。

## 《追求質問④》観光戦略とインバウンド対策について

**【追求質問】**

日南町と日野町を除く鳥取県西部の７市町村は、官民連携で広域観光の戦略を一体的に展開する組織として鳥取県西部圏域版ＤＭＯの設立を目指して調査する方針が示されました。

この調査は、大山の自然や歴史を生かした地域ブランドの確立やクルーズ船、米子－ソウル便によるインバウンドの強化などを目指して行われるようですが、先月平井知事が発表された米子－香港の定期便の就航が期待される中で、皆生トライアスロンやSEA TO SUMMITなどを通して大山を柱に健康をキーワードにしたスポーツツーリズムにも大きく可能性が広がったと、このように感じております。

また、鳥取市では、2007年の世界陸上大阪大会に

続き２度目となるジャマイカチームの世界陸上北京大会の事前キャンプが誘致され、期間中２回の公開練習には１万2,500人もの来場者がありました。そのうちの一人に私もカウントされているということですけれども、選手の障害者施設や保育園の訪問、あるいは中高生や指導者向けの陸上教室の開催など、市民の交流も一段と深まりまして、2020年東京五輪のジャマイカチームの事前キャンプの誘致に大きく弾みがついたと、私はこのように感じております。

また、ジャマイカはコーヒー豆の生産地であることから、コーヒーで活性化を取り組む鳥取市との縁も深いのだろうと、こんなふうに感じております。コーヒーの健康増進効果を切り口にした取り組みも魅力の向上に貢献するものであろうと、私はこのように思います。

このように、鳥取県の豊かな自然と交通インフラなどの優位性を背景にして、食の魅力や効能を加え、健康を柱に据えた鳥取県のスポーツツーリズムは確立しつつあると私は感じております。今後の課題について、平井知事の御所見を伺います。

また、ＤＭＯの設立につきましては国を挙げて推進に取り組むこととしておりますけれども、本県の地方総合戦略ではＤＭＯ設立のＫＰＩが設定されておりません。例えば東・中・西部といった圏域ごとの設置も検討すべき課題かと思いますが、この点についても平井知事の御所見を伺います。

次に、インバウンド対策として、地方創生総合戦略では年間の外国人宿泊客を５年間で８万人と現在の倍増を目指されております。これは経済効果を一層高めるために通過型観光から滞在型観光の転換を強めていくと、このような施策だと思いますが、その実現に向けては非常にハードルは高いのだろうと、こんなふうに考えております。どこの国をターゲットにして、どのような戦略で臨まれるのか、平井知事の御所見を伺います。

あわせて、昨日14日に、定例会の合間を縫って香港航空本社に知事みずからが訪問され、幹部の方々と面談されたと伺っております。その際の定期便就航に向けた意見交換の概要と今後の就航の可能性について、あわせて平井知事にお尋ねをいたします。

**【平井知事答弁】**

今回のジャマイカのキャンプ誘致、あるいはトライアスロンなども含めましてスポーツツーリズムが確立してきたのではないか、ただ課題はどういうところにあるのかというお話でございます。

これについては、ジャマイカは議員の皆様にも大変御協力をいただきまして今回キャンプの誘致ができ、結果としてもジャマイカチームが100メートル×４の男女アベック優勝であるとか、また、もう一つリレーでは女子があれでしたけれども、そういう意味で結局ボルト、あるいはフレーザープライスは、金メダルをかなりかっさらっていきまして、鳥取で練習した成果というのが如実にあらわれているということになりました。また、その後も今、連絡をいろいろとろうとしておりますけれども、向こうがこちらを出られるとき、2020年の東京オリンピックの際の鳥取でのキャンプについては、それはライクリーという言葉を使いましたが、ここがナンバーワンとなる可能性が高いというような言い方をして行かれました。

実はジャマイカでは、そうした意味で鳥取への思いが大分残っておりまして、今、ジャマイカのほうから地域的な姉妹提携をしたいと。県と向こうのパリッシュ、教区になりますけれども、交流をしたいという申し出が来ているぐらい、かなりジャマイカ側としても今後鳥取との御縁を大事にしたいというお話が来ております。

事ほどさように、スポーツの適性地として世界的にも認知され得るということです。歴史と伝統のある皆生トライアスロンは、大体８割ぐらいは県外の人がやってくるわけであります。さらに、鳥取マラソンだとか、それから倉吉未来ウオーク、これは毎年のように外国人の方も来られるぐらい、県外はもちろん国外からの参加者も定常的になってきています。

こういうようなところを考えますと、スポーツツーリズムというのはうちの一つの切り札になり始めていると思います。それは、議員がおっしゃるようにそういう地位が確立され始めている。もともと西部のトライアスロンが最初だったのだと思いますが、それが今度開かれるSEA TO SUMMITも含めて広がり始めているように思います。SEA TO SUMMITも、場合によってはかなり外国の要人も来るかもしれないというようなこともあるぐらい、どんどんと評判が評判を呼んでいる状況になってきているわけであります。

課題は受け入れ体制のほうだと思いますし、それから、世の中の流れに対応したしたたかな私どもの観光地づくり、それからスポーツ環境づくりのとこ

ろではないかなというふうに考えております。例えばシーカヤックについては皆生のほうでもやっておられますけれども、今、お客さんが急にふえているのは山陰海岸国立公園の浦富のあたりで、ことしは既に2,500人ということでございます。これは実はこの議場でもいろんな議論をして、環境づくりの県の助成制度もつくってどんどんやってきたわけです。それでカヤックを整備したり、それから指導者が今80人ですか、ふえてきているのです。こういうことがあって、このたびは学校からの教育旅行の受け入れまでできるぐらいになってきているということになりました。ただ、前、この議場でも御議論がございましたけれども、残念ながらそのための施設整備が追いついていないところがありまして、これを牧谷のところでやるのか、あるいは網代でやるのかいろいろ議論はあるようでありますが、そうしたやはり受け入れるのにふさわしいようなそういう体制づくりが追いついてきていないことであります。

また、最近のトレンドでは、大山の森の国のフィールドアスレチック、これが評判を呼んでいます。どうも口コミでお父さん、お母さんからざっと広がっているようでありまして、お客さんがどんどん来ているのです。何が人気があるかというと、一つはダウンヒルサイクリング。これはこの間、田村観光庁長官も体験されました。それから、シャワークライミング、これも人気ナンバーツーぐらいであります。今までにないそうした鳥取の楽しみ方が、ある意味インターネットの時代に口から口へと広がり始めていて、お客さんがやってくるようになってきて、これが果たしてビジネスとして成立するかなと言われていたものが現に成立し始めていると。ただ、残念ながら、まだその受け皿体制がそれぞれのサイトで十分できているというわけでもないということだと思うのですね。この辺がやはり新たな課題ではないかというふうに思います。

そういうことも関連して、ＤＭＯにつきまして、ＫＰＩをもっとしっかり書くべきではないだろうかというお話がございました。ＤＭＯはいろんなタイプがありますが、広報宣伝をするようなタイプもあれば、それからちゃんと旅行業者としていわば一定程度の受託ができるというようなタイプもあり、いずれにせよ、自立的になるべく回ってもらうというイメージで議論されています。このたびの総合戦略の中に書かせてはいただいておりますが、東部、中部、西部の圏域ごとにそうしたＤＭＯを設立すべきではないかということを数値目標的にも書くべきだというお話がございました。これも検討させていただきたいと思います。今４カ所ということになっていますが、５カ年の計画でありますから、５カ年としては東・中・西でつくることを一つの目標で明記をしてもいいのかなというふうに思います。

インバウンド対策でどこの国をターゲットに、どういうふうな戦略で取り組むかということでございます。現状を申し上げれば、大体韓国が今２万人ぐらい、それから台湾が１万人、そしてその次が香港、中国本土、それが3,000人レベルというようなことであります。あとは大分レベルが落ちてくるわけですね。これからもおわかりいただけるように、鳥取県の今までのメーンターゲットでお客さんのことからいいますと、やはり近隣の韓国、それから台湾、香港、中国、この辺は大きな柱としておかなければならないと思います。ここらを勧誘していく意味で、議員が御指摘のあったような航空路線の問題なども充実を図っていく戦略だろうと思います。

あと、ニューフェースをつくっていかなければなりません。その意味では東南アジアが我々の次のターゲットになると思いますし、ロシアは航路がつながっているという意味で、これは数百人程度でありますが、毎年、今来るようになっております。ここをどうてこ入れしていくのか。ちょっと遠いところでも、４月にはカナダからファムツアーが来ました。こういうのをセットさせていただいたりしまして、外のほうも攻め込んでいくわけでありますが、特にヨーロッパでいうフランス、ここは関心の高いところでございまして、島根県には結構今、来始めておりますので、そうであれば山陰全体を周遊してもらうという戦略もあるのではないかと。こんなようなことで、それぞれの国ごとにアプローチの仕方を変えながらやっていくということだと思います。

それで、あとチャーターフライトを呼び込む、あるいは旅行商品の造成を図る、こうしたさまざまなキャンペーンを展開していくことが必要だというふうに思います。今まではとにかく県内にチャーター便を持ってくることが全てのように思われておったように思うのですけれども、最近の傾向を言いますと、例えば台湾が今１万人規模になっているわけですが、これは県外の空港に来てこちらへ回ってくるというケースなどですね。ですから、そういうのが決してばかにならない。周遊性があります。例えばピーチという格安の航空会社がありますが、あそ

ことタイアップをして、バスに乗ってもらってこちらにやってくるような、そういうようなキャンペーンも考えてみようではないかと、今、関係者とも調整を進めておったりします。こんなようなことをいろいろと展開をしていくことで、来ていただける選択肢も考えながら我々の受け皿をつくっていきたいと思います。次に、香港航空本社に参りましたことにつきましてお尋ねがございました。昨日、休会日ではありましたけれども、梨を売ったり観光キャンペーンに行っていた香港で、空港の近くでありまして、香港航空のほうにも立ち寄らさせていただきました。向こうでウォン・チンホＣＯＯ、最高執行責任者、さらにはあちらのこうした航空事業の展開をしていく要人でありますリさん、チョンさん初め、多くの方々とお話し合いをさせていただきました。私のほうからは山陰の魅力、鳥取の魅力をいろいろと申し上げまして、それで最近は香港からのお客様がふえてきていると、急増してきていると、そういうようなことの訴えかけをさせていただき、今回チャーター便をまず成功させましょうということを申し上げました。それで、そうした環境を見ながら定期航空路線の開設を進めていくことに協力していきたいと、ぜひ検討してもらいたいということを申し上げました。

向こうのウォン・チンホさんのほうからは、鳥取の観光的な価値については理解したと。実はそのときも、例えば水木しげる先生の「ゲゲゲの鬼太郎」とか、あるいは「名探偵コナン」の話、こうしたこともわかりやすくお話もさせていただいたところ、やはり海外での訴求力は強いのですね。その辺は非常に向こうも熱心に聞いていただけまして、そういう意味でほかにはない魅力がやはり鳥取にはあるということは御理解がいったようでございます。

それで、定期便の就航という可能性について、同じ目標で一緒に努力していきましょうと、こういうような言い方でお話がございました。ただ、いろいろ課題もあるということも率直におっしゃっていました。それは法的な手続の問題だとか、それから、地域や、あるいは日本政府も含めて協力が得られるかどうかとか、そうしたことのお話もございました。特に旅行客が集まるかどうか、旅行客がメーンターゲットの機材となると思われますので、その辺についてもやっていかなければいけないということがありました。ただ、旅行客については、今チャーターフライトが10月21日から12月20日までありますが、そちらのほうのＥＧＬツアーズの袁社長ともその前日、親しくお話をさせていただき、情報をいただいておりました。順調に今、お客さんも集まっているということでございまして、そういう状況も申し上げましたところ、先方からは、例えば沖縄が今、香港の新しい観光地として急成長していると。それもＥＧＬツアーズなどがそうした沖縄観光を紹介したら、それがわっと広がっていると。鳥取もそういう第２の沖縄になるような、そうしたことを考えていけばいいのではないかというような話が先方からもございました。

こんなような感じでございまして、前向きな方向性の中で検討していただけるというような一定の前進はあったと思います。ただ、まだいろいろ課題もありますので、そうした課題について今後よく協議をして打開を図ってまいりたいと思っております。

## 《追求質問⑤》県版ＣＣＲＣなどの移住定住政策の検討状況について

**【追求質問】**

鳥取県版ＣＣＲＣは、新たに受け入れのための基盤整備をするのではなく、医療・介護施設、温泉、大学、都市基盤等の既存の地域資源や民間活力を最大限に活用し、受け入れ体制を整備しつつ、アクティブシニアが大都市圏で培った経験やさらには人脈を生かすことのてできる活躍フィールドを提供して、地方と都市との間でウイン・ウインの関係を構築する取り組みを目指しております。

現在のところ、湯梨浜町や南部町が実施に向けて検討に入っておりまして、本県の地方創生総合戦略の素案では、平成31年度までに３地区での実施を目標としておりますが、移住者の医療、介護の将来負担の問題も指摘されております。そのような理由から、ちゅうちょする自治体が多くあるというのも事実だろうと、このように思っております。

地方に将来負担は課さないとの石破大臣の発言もありましたけれども、改めて移住前に住んでいた自治体が介護給付費等を負担するいわゆる住所地特例、これらの見直しを強く国に働きかける必要があるのではと、このように思いますが、平井知事の御所見を伺います。

移住定住に向けた交流人口の拡大策の一つとして、県外からの高校生の受け入れが考えられるのだろうと、このように思っております。一時的な交流人口の増加のみならず、在学中に鳥取県の住みやすさを理解していただければ、将来の定住につながる可能性もあります。少子化に伴い、県内私立高校は生徒数の確保に向けて県外へのアプローチも展開されておりますが、その中で、学生寮の確保が大きな問題となっていると伺っております。公共施設の有効活用の観点から、例えば今後利用予定のない県の職員住宅などの活用も選択肢の一つだろうと、このように思いますが、平井知事の御所見を伺います。

**【平井知事答弁】**

議員もおっしゃるように自治体によってはちゅうちょする向きがありますし、県によっては批判的な言い方をされる知事もいらっしゃいまして、その辺は私は若干誤解があるのかなというふうにも思っています。

今、例えば南部町で議論が始まりまして、それで７月30日から議論をしているところでございますが、そこでも町長がおっしゃっていますのは、例えば40代とかそういう若い人たちにも来てもらえるような、そんなまちづくりを考えようではないかとか、それは優位な人材に来ていただけることなども考えていこうとか空き家を活用していこうとか、事ほどさようでございまして、要は地域ぐるみでそういう第２の居住先としての、人生長いですから、その長い人生の後半戦を楽しんでいただけるような、そういうところというイメージで、鳥取県内ではＣＣＲＣの検討が進んでいます。

湯梨浜町もそうでありまして、看護大学もこれは全面的に協力をしていこうということをこの間おっしゃっていましたし、鳥取県の中部の場合、有力な社会福祉法人もありまして、そうしたところでも御関心を寄せていただいているというようなことも伺っております。そんなようなことなどをいろいろと考えていけば、これは鳥取型のＣＣＲＣということは可能性としては出てくるのではないかなと思っていますし、その検討を我々としてもバックアップしてまいりたいと思います。ただ、その中で幾つかとげを抜いていかなければいけないだろうと思います。野坂議員がおっしゃるように、住所地特例のようなそういう制度的な保障が片方では必要ではないか、それは我々もそういうふうに感じていまして、国のほうにも要請活動をしております。地方分権改革会議の中でも、この点は発言をさせていただきました。そしたら、地方分権の平副大臣がその会議の最後に私の言葉を捉えておっしゃっていましたけれども、今、政府としてもＣＣＲＣを推進しようとしているときに、その妨げとなるような制度があるのであれば、その辺は見直さなければいけないと、住所地特例ということもありましたが、そうした介護だとか医療での過重な負担が地元に行かないような仕組みづくり、これも分権的に考えなければいけないだろうというお話がございました。こういうように、政府にもある程度我々の思いは届いているようでありまして、例えば調整交付金の活用というアイデアも出てきておりますが、何らかのそうした妨げとなるもののとげを抜く作業も必要だと思っております。

最後に、私立高校の学生寮確保につきましてお尋ねがございました。

今、現実のことを言いますと、大体14～15％ぐらい、県外の子供が私立学校のほうに通っていると。ですから、もちろん松蔭高校のように通える高校もあるわけでありますけれども、通えないところから来ているところもありまして、結構米子北高にしろ、あるいは城北高校にしろ、そういう寮の存在というものがございます。それぞれの学校で工夫されていまして、例えば民間の施設を転用して買い上げるとか、あるいはもちろん保護者の方々などに御協力をいただきながら進めているところもあれば、いろいろでございます。今、議員のほうからも御指摘がございましたので、県のほうの施設として職員住宅が仮に活用可能な学校があるのであれば、それはまた御相談させていただきたいと思います。これは個別の問題になろうかと思いますので、個別の学校の状況を、こういうところを使いたいという状況をお伺いし、真摯に対応してまいりたいと思います。

## 《追求質問⑥》入札制度の見直しについて

**【追求質問】**

総合戦略では、平成27年度から30年度までの４年間で非正規から正規雇用1,000人を転換することを目標としておりまして、中でも医療、介護、土木な

どを重点分野業種として正社員転換の取り組みを促進すると、このようにされております。重点分野業種に位置づけられた土木分野について、これは改めて言うまでもありませんが、県民生活の基盤となる社会資本整備を担い、災害時も含め、私たちの安心・安全を守る大変重要な産業でありますが、コンクリートから人へと、これが象徴的にあらわしているように、たび重なる公共工事の削減の影響から、新規、あるいは正規雇用を中心に人員の削減を強いられ、業界全体として疲弊の一途をたどってきております。公共工事につきましては、このような状況を反映するかのようにダンピング入札が頻発し、適正施工への懸念が生じるのみならず、このしわ寄せは下請業者や現場で工事に従事する技術者などへ及んでおりまして、このため、建設業従事者の賃金の減少、あるいは就労形態の不安定化が進んできました。この間さまざまな制度改正をしながら県も対応に追われてきたところでありますが、幾ら一部改正を繰り返しましても、また同時に新たな問題を生むことにもなります。全てが納得する、これが正解だという制度にたどり着くことはなかなか困難と、このように考えております。

本来、入札におきましては、予定価格の公表は事後公表が原理原則であり、国も一貫して事後公表を指導しておりますが、本県では官製談合の防止と情報公開を理由に、平成13年から予定価格の事前公表を全面実施しておられます。自治体の裁量権の中とはいっても、結果としてくじ引き入札の要因の一つになってきたと、このように私は思っております。この点について、平井知事の御所見を伺います。

平成21年から、一部の工事におきまして事後公表が試行され、その結果、最低制限価格の付近に集中していた入札価格が分散されまして、また、懸念材料であった、事前公表の理由にもされていたわけですけれども、職員に対する不当な働きかけ、このようなこともなかったということであります。



建設業は、地方創生総合戦略におきまして、正規雇用１万人の達成に向けて非正規からの転換を促進させる重点分野の業種にも位置づけられていることもあり、安定した雇用につなげるためにも、予定価格の公表のあり方について結論を出す時期にあると、私はこのように考えております。平井知事の御所見を伺います。

また、年間の発注額の総量の確保、これらも大変必要ではありますけれども、従来からの未解決の問題として発注時期の平準化の問題があります。企業経営の観点から見ますと、むしろ売り上げ以上に重要と言えるのではないかと、このように思っております。

加えて、最低制限価格の引き上げや未実施の分野への導入、地元企業への優先発注などは、正規雇用１万人に向けて私は取り組むべき課題だと考えております。この点について平井知事の御所見を伺います。

**【平井知事答弁】**

入札制度についてでありますけれども、国のほうは会計法で事前公表は禁止されておりますが、要はＡ級業者というか、いい業者さん、力の強い業者さんばかりが相手でありまして、私どもの場合ですとそこは必ずしもそうではなくて、積算能力がまだ十分でないとかいうような実態がある業者さんもたくさんいるような工種もありまして、だから一律に国と同じように扱うわけにはならない面があります。また、議員がおっしゃったように、情報公開の制度が徹底をしておりますので、請求されれば情報公開で開示されるということになりますから、そういう意味で難しさもあるところもございます。ただ、最近は試行的にそういう事後公表も少しずつふやしてきております。ですから、そこらは検証した上で、拡大すべきであれば拡大をするという部分も考えてもいいのではないかと思います。

また、あわせて議員のほうで御指摘がございました発注の平準化でありますが、これは先般も正規雇用１万人のチャレンジの会議のほうで商工会関係者からお話がございました。正直、公共事業の総量よりも、むしろ平準化のほうが雇用の維持・確保の面では大事だというようなお話がございまして、なるほどそうかなというふうに思いました。これも、例

えば繰り越し事業の活用とか、いろいろやりながら進めております。なお一層徹底をしてまいりたいと思います。

また、最低制限価格についての御指摘もございました。これも本県は今90%まで上げてきておりまして、これは正規雇用１万人チャレンジ推進会議のときも商工会の関係者から、むしろ鳥取はよくやっていると褒めてもらったほうではあるのですけれども、それで、せっかくきょうは代表質問の御質問もありましたので、実態調査をさせていただいて、それでどうすべきか検討をさせていただきたいと思います。

そのほかにも地元の事業者の活用等々いろいろ論点がございますが、部長のほうから詳細をお答えさせていただきたいと思います。

**【県土整備部長答弁】**

予定価格の公表ですけれども、これは入札執行の透明性の観点と、そして積算能力を踏まえた競争性、公平性の観点、これが大事だというふうに考えております。

本県における事後公表から事前公表への移行は平成13年でございます。この背景としましては、情報公開という観点と、透明性を高めて公正な入札契約を行うという観点でございます。このころからくじ引きが目立つようになったということで、これは議員の御指摘のとおりということでございます。そして、平成19年度から競争が激化し、平均落札率も下がってまいりました。また、最低制限価格に応札するというふうな傾向も高まってきたということから、平成21年度から、知事が申し上げましたように、一部の工事で事後公表の試行を行っております。これは、土木一般Ａ級等で、県内の業者さんでもランクの上ということです。なぜかといいますと、この予定価格算定に係る情報公開というのを徹底いたしましたし、業者さんも平成13年以降積算能力の向上を図られて、大体現在公表されている資料で県が積算する予定価格が推測できるようになってきたと、こういう背景がございます。

現在ですけれども、くじ引きは簡易型総合評価においてはほとんど発生していません。これは、価格だけではなく品質も総合的に評価するということでこういう状況となっております。ただ、地域密着型は価格面の競争が多いものですから、まだくじ引きが発生しておりますので、この９月から制度を見直しして、今後はそれが抑制されるというふうに考えております。

今後のことなのですけれども、ポイントとしては、先ほど申しましたように、透明性の観点と公平性の観点ということでございます。現在、上位の業者さんは、ほとんど情報公開されている資料によって予定価格を算定することができるようになりました。一方で、下位の業者さんはまだまだ脆弱ですし、積算システムを持っていないということもあって、なかなかそれができないということですので、当面は事前公表と事後公表を併用しつつ、業界の意見も聞きながら、透明性、公平性が担保されるようなそんな公表の仕方を検討してまいりたいと、このように考えております。

２点目の正規雇用１万人に向けた建設分野で４点御提案をいただきました。

１点目が発注時期の平準化でございます。企業経営の観点ということで、全くこれは議員のおっしゃるとおりというふうに考えております。年間を通じて実働工事量が確保されて、生産性が向上されて、経営が効率化されて、そして雇用も安定化する、これは全くおっしゃるとおりですので、私どもとしましては、この３年間は経済対策の補正予算がありましたので、それを使って２月、３月に集中的に発注して平準化を図るということとか、９月末までにできるだけ多くの工事を発注して適期の工事をするであるとか、繰り越し工事につきましても、これも制度上単年度が原則なのですけれども、柔軟に対応しながら平準化を図っていくということで、今後ともこの取り組みは強めてまいりたいと考えております。

最低制限価格の話が出ました。これは安値受注による工事の品質低下を招かない仕組みということですけれども、一方で、工事原価割れや下請へのしわ寄せを抑制するということで、実態調査を踏まえて設定してきたものであります。平成22年度からは、予定価格のおおむね90%程度でしておりますけれども、それから５年が経過いたしましたし、最近では担い手確保であるとか、あるいは法定福利費というか社会保険への加入の徹底という政策課題も出てまいりましたので、ここで実態調査をやってみて、そしてそれを分析した上で考えてまいりたいと思っております。

最低制限価格の未実施分野への導入ということであります。失格基準と呼んでる場合もありますけれ

ども、実質的な最低制限価格は建設工事では全て導入しております。それから、測量等の委託業務につきましては建築関係を除いて導入しているということですので、今後は建築関係についても導入は可能というふうに考えております。ほかにも会計局になりますけれども、ＩＴ調達等で最低制限価格がなじまないもの、あるいは法令等で禁じられている物品購入等についてはケース・バイ・ケースで対応することかなというふうに考えております。

地元経営の優先発注ということで、これも既にいろいろ取り組みをやっております。当然のことながら、鳥取県産業振興条例あるいは建設工事等入札制度基本方針にも県内業者への優先発注が定められております。それともう一つ、ことしの３月に県土整備部では建設工事における下請契約等適正化指針を策定して、原則一次、二次下請も県内業者というふうに定めましたし、下請する場合には原則二次までというふうなことをやっております。引き続き、この指針の徹底を図ってまいりたいと考えております。

さらに、建設業の担い手確保、育成の取り組みということで、これも力を入れております。平成26年度からはさまざまな県の補助制度を創設して進めているということであります。例えば、新規入職者トレーナー事業とか建設労働者等スキルアップ事業とか、また若年者等への技術承継事業、これは商工労働部の事業でありますけれども、こういう形で進めているということであります。

## Ⅵ. ＴＰＰの対策について

### 《追求質問⑦》農業活力増進プランについて（中山間地・耕作放棄地・担い手対策・薬用作物の栽培・境港漁港の高度衛生管理市場整備）

**【追求質問】**

政府はＴＰＰの締結を視野に、1970年から40年以上続けてきた米の減反政策を2018年までに廃止する方針を決定しており、10アール当たり１万5,000円であった減反補助金を段階的に廃止しております。減反政策を廃止すれば、米農家は生産量をふやして収入の拡大を図り、結果的に大規模農家に農地が集約されることを想定しておりますが、同時に、生産量の拡大による米価の急激な下落を防ぐため、麦や大豆、飼料用米などに転作した農家に対し転作補助金も支給しております。農地の集約化、大規模化による米農家の競争力強化を目的とするものですが、2014年度からの転作補助金の増額を受けて、小規模兼業農家がより有利な飼料用米などへの転換を進めた場合、小規模農家の農地保有が続き、大規模農家や新規就農者への農地の移動や集中が起こりにくくなると思います。その一方で、条件の悪い農地は諦められ、耕作放棄地へとつながっていくのではと、このように懸念をしております。

このような中、政府は農地の低い保有コストと転用の期待が耕作放棄地を助長しているとしまして、耕作放棄地に対する固定資産税の課税強化の検討を打ち出しました。課税強化により農地の流動化を促し、担い手への農地集約を促進するのが狙いですけれども、後継者もなく新規就農者も集まりにくい中山間地に対しては負担増だけでは農地集約化への効果が薄いと、このような指摘もございます。農地集積バンクに田畑を貸した場合、固定資産税をゼロにする案も検討されておりまして、ますます農地集積バンクの役割が重要となり、その機能強化が必要だと、このように考えております。平井知事の御所見を伺います。

次に、６月定例会の農地の維持と利活用を促進するための新たなてこ入れ策の検討も必要ではないかとの私の質問に、平井知事は、新たなてこ入れ策はことしは独自にとらせていただくと答弁されております。

また、薬用作物などの可能性についても付加価値が高い分野として期待されており、力を入れてまいりたいとも答弁されております。薬用作物などの国内生産については、ほとんど中国からの輸入に頼っているため、国内生産は年間使用料の12％程度で、平成25年度実績では1,600億円にとどまっております。新しい分野なので課題も多くありますが、今後とも大幅な増加が見込まれているところであります。

農林水産省と厚生労働省が連携し、薬用作物に関する情報交換会や生産者と実需者、メーカーですね、これらのマッチングのために全国８カ所でブロック会議が開催されておりまして、平成26年度で38都道

府県、134産地からの栽培希望が寄せられております。そして、22都道府県、36産地で交渉が始まっていると、このように８月の我々の調査で伺った際に農林水産省の方のお話がありました。

中山間地を多く抱える本県の農地を維持して利活用を促進させるために、そして地方創生総合戦略で掲げた耕作放棄地の解消や新規就農者をふやすためにも、早急な検討が求められているところでありますけれども、９月例会の補正予算では薬用作物の調査などを含めた新たなてこ入れ策が見当たりませんでした。どのような検討をされているのか、平井知事にお尋ねをいたします。

次に、ＴＰＰへの対応として、国は成長戦略の中で、農林水産物の輸出倍増などの攻めの農林水産業を打ち出しております。本県の農業活力増進プランの中でも、農林水産物等の輸出額を10年間で倍増されることを目指しておられます。

こうした中、境港の漁港整備については、全国トップクラスの高度衛生管理市場による高鮮度水産物流通を実現し、安心・安全による水産物のブランド化を進め、グローバルマーケットへの展開を図ると、このようにされております。具体的には、アジアの富裕層への販売促進や新たにヨーロッパの市場開拓などが上げられており、近年の日本食ブームを背景にして大いに期待されるところでありますが、特にＥＵに見られるような食の安全基準に対する考え方は、今後、経済成長とともにアジアにも浸透していくと思っております。

施設整備に当たっては、ＨＡＣＣＰなどの対応のさらなる充実が求められると思いますけれども、平井知事の御所見を伺います。

**【平井知事答弁】**

ＴＰＰに関連した産地強化についてでありますが、まず農地集積バンクの活用でございます。これについては、鳥取県では農業農村担い手育成機構が中間管理法人になりまして農地を媒介をするということで進めておりますが、地域としてもＪＡだとか、市町村、県もかみましてその応援をするということで進めてまいりました。転貸面積ベースでは全国４位ですか、それから新規の貸し付けでいきますと全国８位、ですからかなり上位でありまして、一生懸命頑張ってはいるのですが、それでも転貸は39%、それから新規が10%と全体からしますとまだまだ力不足でありまして、やるべきことも多いということになろうかと思います。そういう意味で、これから新シーズンに向けまして、稲の収穫がちょうど今始まったところでありますけれども、そういうことが終わって一段落してきましたら、100の地域地域で話し合いをしようとか、具体的に、戦略的に、こうした今議員のおっしゃる農地集積バンク、この活用を進めていきたいというふうに思います。

これについて、固定資産税の課税等のお話もあるようではありますけれども、結局、現場を見て物をやってもらわないといけません。ただ単に抱えていればお金がかかるということになってしまって、負担だけが農家にふえるのでは意味がありませんので、やはり現場を見た対応をしていただけるように、国に対して、今制度改正、予算編成の時期でありますので、物申し上げてまいりたいと思いますし、私どもでも、農業農地担い手育成機構のほうに例えばＪＡ関係だとか、そういう方々も理事等で入るなどして、機構改革も進めながら実力をつけていきたいと思います。

次に、薬用作物についてでございますが、これについては、野坂議員からもかねて御指摘もございまして、その後も取り組みを進めております。

９月の補正予算の数字に入っているかどうかはともかくといたしまして、現実何をやっているかといいますと、例えば桑だとかそういった関連作物について当初予算の中で、園芸作物の支援事業にこれを適用しながら応援するということをさせていただいておりますし、鳥取大学の西原先生にも御指導を仰ぎながら進めているところでございます。

お話がありますようなカラスビシャク、これは国の事業を活用して採択をされておりますし、あと、こうした関係で大切なのはやはり販路をつくることであります。議員のマッチング事業のお話がございましたが、本県の場合はそれに先行してゼンヤクノーさんが、具体的な取引をつくっておられまして、ナタマメだとかハト麦だとか、そうしたことを始められて、最近は桑などにも向かっておられるということおとでございますが、ハト麦は、鳥取いなば農協と一緒になりまして、もう産地としては結構全国的にも有数の産地に成熟をしてきていると思います。こうしたことをつなげていく、そうしたマッチングも重要だと思います。そういう意味で、例えば漢方薬の材料になるキノコの生産に向けた研究開発、これもここ３年ぐらいですかね、進めてきて、だんだんと成果が見え始めてきております。具体的には「茯

苓(ぶくりょう)」という漢方薬の原料、これがどういうところで発生をするのか、それの調査をしまして、要は実際に県内のほだ木を活用しながらつくっていく、今その生産手順につなげていくような、そういう最終段階の研究にも入ってきております。

こういうキノコ類も含めて薬用作物について、今年度の予算の執行をしながら今動いておりますけれども、これは現場の声を聞きながら柔軟に強化をしてまいりたいと思います。今のイメージでは当初予算の編成のときにことしの状況も総括をして、こういう薬用作物の応援の事業をまた組み立ててみたいと思います。

次に、農林水物の輸出に関連しまして、ＨＡＣＣＰ対応のお話がございました。この週末は私も香港のほうに参りまして、向こうのイオン、それから百佳というマーケットチェーンの高級店舗でありますgreatやTasteというところ、そうしたところを回らさせていただき、向こうの経営陣の方々とも相談をさせていただきました。梨は非常に手応えがございまして、試食をしてもらうとやはりおいしいということで買われますし、商品力があるものだということを改めて思いましたが、物が足りないぐらいになっております。それからあと、実は水産のことも買ってみたいというようなお話も向こうからございました。事ほどさようでございまして、結構今は日本の産品に対する需要が高まってきている。それは、安全で安心だということもあれば、おいしいということもあり、クオリティーの高いそういう食材料として重宝されているということだと思います。

この信用をしっかりと保っていく意味で、水産市場におけますＨＡＣＣＰ対応、これを進めなければいけないと思います。今、企業さんのＨＡＣＣＰ対応を含めた環境管理の新事業を展開しておりまして、だんだんとその企業さんもふえてきておられます。そういう中で、一番グレードの高いのがＥＵ向けのＨＡＣＣＰでございまして、これについてどうするのかということだと思います。

実は、このＥＵ向けのＨＡＣＣＰは、一連のフードチェーンの中で全部トータルで判定されます。したがいまして、お魚をとる漁船の段階から市場だとか、もちろん加工だとかも含めて全体として、それでＨＡＣＣＰ対応ができているかということを見られるわけでありまして、市場だけで完結するものではございませんが、ただ、例えば壁の仕様をどうするとか、給排水の設備とか、こうしたものはハード事業も必要になります。今、鳥取県で当初予算の中で基本設計をやり、それが終われば実施設計に移りますし、新年度から本格工事に入っていこうというところまで来ましたが、きょうの御質問もございますので、こういうＥＵ向けのＨＡＣＣＰの対応をすることについて関係者とよく意見調整させていただきまして、私どもとして必要ならば対応してまいりたいというふうに思います。

我々がまずやることで、さらに企業さんだとか漁船だとかもくっついてきて一緒になって一つのサプライチェーンができれば、それでＨＡＣＣＰとしてＥＵで認められることになろうかと思いますし、これは世界で一番きつい基準でございますので、これに対応することでそのほかの地域への輸出にも一定の水準を保つことができると考えております。

## Ⅶ. 持続可能な財政運営と社会基盤のあり方について

### １．国土強靱化地域計画について

**【代表質問】**

去る９月10日、台風18号の影響により関東・東北では記録的な豪雨に続き、茨城県常総市では一級河川の鬼怒川の堤防が決壊し、市の５分の１の面積が浸水するほか各地で河川の氾濫や浸水など甚大な被害が発生しており、まずは被災者の皆様に心からお見舞いを申し上げたいと思います。近年の台風の中でも想定外の被害の大きさに改めて国土強靱化の必要性を再認識したところであります。

安倍政権は、東日本大震災の教訓を踏まえ、従来の狭い意味での防災の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応として、強さとしなやかさを持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた国土強靱化を国家百年の大計の国づくりとして推進しております。

このため、国土強靱化基本法に基づき、国は大規模自然災害などに対する社会資本の脆弱性評価を行った上で、既存の国の計画の指針となる国土強靱化基本計画を策定しており、地方公共団体に対しても地域強靱化計画の策定が求められております。



計画の内容としては、基本目標を設定し、起きてはならない最悪の事態を想定し、脆弱性評価を行った上で、リスクに対する対応方策を定めることとなっております。

しかしながら、本県では現在の地震被害想定が10年余り前のデータや知見を活用したものであり、平成26年８月に国が日本海側における津波断層モデルを示したことを受け、現在、鳥取県地震防災調査研究委員会を設置し、最新のデータと知見を用いて、地震・津波の被害想定の見直しを行っているところであります。

このことから、計画の前提となる起きてはならない最悪の事態の前提が大きく変わり、計画自体の実効性に大きな影響があることも想定されると思われますが、計画策定に当たっての考え方について、平井知事の御所見を伺います。

国土強靱化に関しては、さきの６月定例会で、日本海国土軸の形成と国の中枢機能や重要インフラのバックアップ機能の構築、あるいは関西・中四国のバックアップとしても鳥取県の果たす役割は大変重要ではないかとの私の質問に対し、平井知事は、しっかりとしたインフラを含めた国家構造の機軸をつくらなければいけない。このことが国土強靱化に必要なことであり、国に対して県議会とともに強く求めてまいりたいと答弁され、その認識を共有したところであります。

このような観点から言えば、避難ルートや代替輸送ルートの確保のため、山陰自動車道、山陰近畿自動車道などミッシングリンクの解消、米子－境港間の高速道路の必要性、鉄道の高速化や米子駅南北一体化など駅機能の拡充、太平洋側の港湾機能のバックアップとしての境港の港湾機能の充実強化など、国土強靱化に資する事業については、その必要性について、強靱化地域計画に明確に位置づける必要があると考えますが、平井知事の御所見を伺います。

**【平井知事答弁】**

まず、常総市のこと、野坂県議からも発言がございましたけれども、今回亡くなられた方に対し心から哀悼の意を表させていただきたいと思いますし、さらにまだ行方不明の方々もいらっしゃいますので、そうした救命活動が行われることを願っております。また、常総市に限らず宮城県の大崎市、さらに栃木県等でも広範囲にわたりまして被害が発生しておりまして、自然災害が次第に激烈になってきている、そういう状況を感じるところでございます。

鳥取県のほうからは、これは関西広域連合で従来やってきたこと等もございまして、宮城県サイドに物資の支援等の申し出をさせていただいたり、それから茨城県のことも含めて念頭に置いて、ヘリコプターをいつでも発進できるような態勢を整えておったりしておりましたが、大崎のほうからはそういう物資援助には今のところは及ばないというような話が来たり、また待機をしておりましたヘリは実際には向こうに向かわないということで今のところ来ておりますけれども、我々としてもできる限り応援すべきことは応援していかなければならないというふうに考えているところでございます。

こういうようなことに象徴されますように国土強靱化を進めていかなければなりませんが、津波について、データが変わってきている、最悪の事態が想定されるものが変わってきているのではないか、計画策定についてどういうふうに反映していくのかというお尋ねがございました。

国土強靱化の地域の計画を県として今取りまとめ中でございまして、支援上のデッドラインは来年度でございますけれども、可能であれば今年度中にまとめることに向かっていきたいと思っております。今議会が終わるまでに何らか素案的なものといいますか方向性のことを議員の皆様にも御提示申し上げる、そういうようになるべく急げるところは急いで今作業を進めているところでございます。

津波につきましては、これは日本海側のことになります。日本海側で想定される津波の震源域、それは鳥取県沖にあります東部と中西部の断層、さらには日本海の東部にございます断層、そちらが焦点になろうかと考えております。学者の方ともいろいろと議論をしながら進めてきているのですが、実は野坂県議から10年間というお話がございました。東日

本大震災が発災をしまして、その後、私どもは想定を大幅に見直しました。平成23年に想定をさせていただいたとき、この日本海側の東部のほうからやってくる大津波の影響で大山町で最大7.6メーターの津波という想定をさせていただきました。さらに県内では、例えば東部とか、そういうところですと鳥取県沖の津波がきいてくるだろうと、こういうような想定をしましてやったところでございますが、議員がおっしゃったように、先般国のほうで津波の想定がなされたところでございます。先ほど申しました大山町の7.6メーターに当たるところは3.5メーターということで半分以下の高さになっておりました。そのほかのところも、鳥取県の想定が要は厳し目に見ているということもあったと思いますが、国のほうの今回の想定はいずれも鳥取県の想定を下回ったものになっております。したがいまして、このことで最悪の事態、津波について、緩めるのはいかがかと思いますので、厳し目に想定をしておりますから、その厳し目の想定の前提で従来のような対策を考えていくということではないかなと思っております。このことにつきましては、今後議会にもお示しをさせていただいた上で、パブリックコメントだとか市町村の御意見をお伺いしたりしまして国土強靱化の地域計画を取りまとめてまいりたいと思います。

この計画の中に、ミッシングリンクであるとか、そうしたインフラについての考え方ものせるべきではないかというお尋ねがございました。

これは全くおっしゃるとおりで、そういう中で進めていくべきだと思っております。日本海側の役割でありますけれども、かつての阪神・淡路大震災のとき瀬戸内側が寸断をされまして、日本海側が動脈として機能したということがございます。その後、平成10年の五全総の中で日本海国土軸という言葉が出てくるわけでございます。これがその後、平成20年の国土形成計画の中にもこの日本海国土軸というものが踏襲されまして、新太平洋ベルトだとか新太平洋国土軸だとか、そういうのとあわせて日本海国土軸の重要性というのが強調されました。これは先般の閣議決定、ことしの閣議決定の中でも国土の形成の計画上、重要な基軸として入れられているところでございまして、国土強靱化の基本的な戦略の中にも入ってくることになろうかと思います。

そういう意味で考えますと、鳥取県としてもそうしたことを踏まえた地域計画でございますので、道路のミッシングリンクの解消であるとか、それから鉄道の課題であるとか、あるいは港湾の課題であるとか、そうしたものについても触れながら国土強靱化の計画をまとめていくことになるというふうに考えております。具体的な議論はこれから議会の御意見もお伺いをしながら進めてまいりたいと思います。

## 《追求質問⑧》災害時の対応について

**【追求質問】**

災害時における避難所についてですけれども、国土強靱化基本計画の最大の目標は、大規模な自然災害に対し、まず人命の保護が最大限図られることにあります。想定される大規模災害はさまざまですが、発生時に最も重要となるのは危険を回避する適切な避難と避難所の確保にあると思います。

災害時における避難所及び避難場所は、災害対策基本方針に定められた基準に基づき、各市町村で指定しておりますが、災害の発生頻度並びに近年では施設の老朽化、耐震力不足、これらによって基準に合致する施設が不足する可能性が指摘されております。そこで、今後は県管理の施設についても市町村指定の避難所とする必要がふえると思われますが、災害発生時における避難所開設の手順や施設管理上の問題、あるいは避難者の受け入れに伴う人的支援などの課題が上げられております。言うまでもなく、災害発生時において優先すべきは避難者の安全であります。施設の管理者が誰かは一切関係ございません。避難所として指定される県管理施設の安全性の確保とともに、県と市町村間での柔軟な運用と連携が求められていると思いますが、平井知事の御所見を伺います。続いて、関東、東北地方の豪雨災害についてお尋ねします。台風18号の影響により、関東、東北地区では記録的な豪雨が続き、茨城県常総市では一級河川の鬼怒川の堤防が決壊し、市の５分の１の面積が浸水するなどの甚大な被害が発生しました。また、宮城県大崎市では本流の水位が上昇して、支流である渋井川の水が本流に合流しにくくなったため、はけなくなった渋井川の水が合流地点の近くであふれて堤防が決壊する、いわゆるバックウオーターという現象が起こったと言われております。こ

うした現象を考えますと、集中豪雨が発生した場合にどこが決壊するかわからないと、このような状況もあるのではないかと、このように思います。このたびの災害を教訓として、日ごろからの住民の危機意識の醸成と災害時の迅速な情報伝達が課題ではなかったかと、このように思います。

まずは、災害の危険がある地域の住民に対して、防災訓練などを通じてふだんから危機意識を持っていただき、災害が起きたときにはまず避難する、このような意識啓発が必要ではないかと、このように思っております。

また、情報伝達に関して、このたびの災害では豪雨のために防災無線が聞こえなかったという話もあるようでございます。本県の倉吉市のほうでは各世帯に防災行政無線の戸別受信機を設置されておられるということもありますので、防災無線に限らず、さまざまな手段により確実に避難情報などが伝達できるよう取り組むことが重要だと考えております。

今回の災害を教訓として、本県としてどのような対応を考えておられるのか、平井知事の御所見を伺います。

**【平井知事答弁】**

避難所についてでありますが、これは柔軟に県と市町村とで協調しながらやっていくべきではないかということでございます。例えば原発の際であれば８万人の避難が想定されたわけでございまして、その方々に当然入っていただく避難所として、例えば県の体育館とか、そういう大きなところを提供しましょうという計画もつくり始めているところでございます。

また、実はこれだけではなくて、例えばこの近くでとりぎん文化会館だとかああいうところも鳥取市の避難施設に指定をされておりまして、実は市町村それぞれに県としてある程度柔軟に避難場所を設営できるように今大分動いてきております。この辺は市町村ともよくそうした研究会もして、そごがないように、円滑にいくように今後も環境づくりをしてまいりたいと思います。

例えば、この５月から教育委員会のほうでも動いていただきまして、県立高校を避難所に指定する場合があります。その場合に、要は避難所に入れなければいけないものですから、鍵の管理の問題が出ると、これはかねて課題ではあったのですけれども、それに融通をきかすように、このたび教育委員会のほうでもそうした対応をとられたところでございまして、一歩一歩ではありますけれども、こういうように市町村と県との柔軟な運用と連携ということを進めてまいりたいと思います。

次に、このたびの水害対策、水害に鑑みてということでございます。今回は、バックウオーター現象が起こる、越水をしてくると、それで堤防ごと今度は壊れてしまって、それが崩壊をしているというようなことになりまして、甚大な被害が発生したわけであります。幾つか教訓はあろうかと思いますが、これから市町村だとか、それから防災関係者等々に集まってもらってできるだけ早く総括の対策会議をすることにいたしておりまして、今その調整を急いでいるところでございます。

この対策に幾つかあると思いますが、まずハード面のことでいえば、同じようなところは鳥取県内にもあり得るのではないかということでございまして、これについては例えば日野川水系の小松谷川、あれはことしから事業をかかっていますが、あそこはまさにそういったバックウオーター対策のところであります。また、鳥取市のほうでいう大呂川、これもそうでありまして、これも今事業を進めてきたところでございますが、こういうように、実は今、鳥取県としても国のほうの事業と調整をしながらバックウオーター対策を進めてきました。

この災害があったからではないのですけれども、実は国が取り扱いを改めまして、こうした危険箇所をあぶり出す、そういう調査事業を全国的にも始めております。県内では、ことし、来年、再来年とする予定で、実は今、予算も入ってきたところでございます。でも、こういう災害もありましたので、３年間にわたるところを前倒しして例えば２年で仕上げるとか、もっと迅速な対応をすべきかなというふうに考えておりまして、今関係部局で検討させているところでございます。

また、ソフト面等でも課題もあるわけでありまして、議員が今おっしゃったように、避難すべき時に避難してもらわなければいけないけれども、そこのまだ十分な訓練がないのではないかということがございました。本県でも、例えば地震だとか、あるいは津波だとか、原発の防災訓練もやりますけれども、そうした訓練がありますが、最近余り洪水の訓練は多くはやれていないところでございまして、今回の災害も含めて、そうした訓練を的確に各市町村でも検討してもらう必要がある、この辺を呼びかけてい

こうというのが一つであろうかと思います。

また、避難指示のタイミングが遅かった。今回は、あちらの茨城県のほうでは、残念ながら堤防が切れたところ以外のところでも大分水位が上がっていまして、そちらのほうで危ないという通報があり、そこの地区については10時過ぎごろには避難指示が出ていたわけでありますが、実際に堤防が切れたところだとか、広範囲にわたってそうした避難指示が出たのが決壊して２時間後とか、そういうふうにおくれてしまったという実態があります。また、宮城県の大崎市でも、避難指示も避難勧告も山合いのことばかり気にしていて、平場のほうで出ていなかったというようなこともありました。

鳥取県では、実は集中豪雨被害が続いた平成19年のことが記憶になっていまして、そういう避難指示や避難勧告をしっかりやりましょうということでマニュアルをつくり、市町村とも共通理解を得て、広島の水害がありましたので、さらにその旨を確認したり、強化したりということを進めてまいりました。こうしたことをさらに徹底していかなければいけないというのがあろうかと思います。

また、その広島の災害があって、今鳥取県では、知らせるための手段は複数化して伝えることをやろうと、エリアメールを活用するとか、それからＣＡＴＶにも協力をしてもらって流してもらうとか、その辺が今対策としては入ってきました。実は、議員がおっしゃるように、戸別の受信施設というのは非常に機能するわけでございまして、その必要性が言われるわけでありますけれども、多くの市町村でその戸別の受信機が入っております。米子市を初めわずかなところがまだ入っていないのですが、前も議場でも問題になったことがあるのですけれども、我々としては米子市さんにも呼びかけをさせていただいて、ぜひ導入してはどうだろうかと。実は今、緊急防災・減災対策事業債で70％の交付税の入る起債措置の事業でできるものですから、それをやる手もありましょうし、さらにそこまでいかなくてもＦＭラジオを使ったもう少し安い機材で整備する手もありまして、これも県のほうの防災対策の交付金で２分の１支援をやっている対象にいたしております。今回の災害もありましたので、この辺はまた改めて関係市町村に呼びかけをさせていただきたいと思います。

## 《追求質問⑨》境港漁港整備、米子境港間道路整備、米子駅南北一体化事業について

**【追求質問】**

港湾整備について、近年のＤＢＳ国際フェリーの就航や大型クルーズ船の寄港増加を背景に、竹内南地区で新貨客船ターミナルの整備が平成27年からの５カ年で計画されておりまして、完成後はＤＢＳフェリーや大型クルーズ船、あるいはＲＯＲＯ船などの利用が予定されております。このたびの境港漁港港湾整備に伴い、交通量の増加が見込まれるため、港湾内や周辺の接続道、あるいは幹線道などの道路整備を早急に検討する必要があるのだろうと、このように思います。境港を取り巻く課題を協議する境港流通プラットホームの議論の場の中に道路整備の観点が不可欠だと思いますが、平井知事の御所見を伺います。

米子－境港間の道路整備についてお尋ねします。８月11日に実施されました地域振興県土警察常任委員会の県内調査で、米子－境港間の高速道路の整備に関して、米子・境港地域と道路のあり方勉強会での議論と事業を進捗させる上での隘路を議題にして、県、米子市、境港市を交えて協議をいたしました。道路のあり方勉強会は、平成24年から３年の間に５回にわたり開催されてきましたが、この間、高速道路の整備について必要性は共有できたものの、港湾機能や物流機能の向上などの理由から国道431号を望まれている境港市と、道路整備に伴う周辺地域の影響からこのルート案に対して難色を示す米子市との間で意見の隔たりが確認できました。しかしながら、具体的な調査資料もない現段階でルート案の議論をするのは適切ではなく、地方創生や国土強靱化、あるいは原発事故の住民避難などの観点からも、まずは取り組みを加速させることが優先との意見で一致を見て、今後は道路のあり方勉強会から鳥取県幹線道路協議会へと一段ステージを上げ、国の計画段階調査に結びつけていこうと、このような方向性で合意をいたしました。委員会としても、国交省を初めとする関係機関に働きかけたいと思いますので、平井知事におかれましては、国の来年度予算に調査費等の関係予算が確保されるように国への要望を強めていただきたいと、このように思いますが、御所見を伺います。



最後に、米子駅南北一体化事業についてであります。

米子駅南北自由通路整備事業についても、県と米子市、ＪＲを交えて協議した中で、米子駅は交通結節点であり、同時ににぎわいの拠点としたいとのことから、新駅ビルの整備について基本的な考え方が示されました。それによりますと、解体する現駅ビル部分に新設する半橋上駅につなげる形で、まず１、２階がワンフロア当たり550平米、３階以上が１フロア680平米程度の少なくとも４階程度の建築規模を想定するとされておりました。

１、２階をＪＲが受け持ち、３階から４階部分を県と米子市で受け持つとのことでしたが、それぞれどのような機関の入居を想定されているのか、お尋ねします。

また、新駅ビルの整備も含め、米子駅周辺の整備構想について、県西部の玄関口としてどのような期待を持たれているのか、平井知事の御所見を伺います。

**【平井知事答弁】**

港については竹内南、さらには道路の山陰道に至る道路、この辺も含めて、先般、太田国交大臣に来ていただいたときに我々のほうからも要請活動をさせていただきました。大臣のほうでも、こうした港湾整備、それから道路の整備の必要性、そのことは非常に理解をしていただいたようでございまして、港については一日でも、一月でも早くできるようにしたいと、わざわざ記者団の前でもコメントをされるぐらい必要性については御理解をいただいたようでございました。ぜひ国にも頑張っていただきまして、これからの国土強靱化の重要な柱となる事業が進捗をするように我々としても展開を強めてまいりたいと思います。

また、米子駅の南北一体化についても、ＪＲがつくるのかどうかという論点はまだ残ってはいますけれども、駅ビル構想が出てきております。それが円滑な形で前に進むように、協力できる範囲のことは県としても協力をしていきたいというふうに思います。県民の利便性の高い施設、例えば消費生活センターとか、そうした近隣の施設の展開も含めて考えれば一定の答えは出ようかと思いますし、特に駅関係でありますので、駅の利用者が本来は使っていただけるようなことや商業施設が入るのが本来かもしれません。いずれにしても、前に進む方向で後押しをしていくというのが基本的なスタンスでございまして、関係者との協議を進めてまいりたいと思います。

**【長谷川県土整備部長答弁】**

まず、境港は、竹内南旅客ターミナルとか、あるいは漁港の高度衛生管理市場、漁場の整備が進められております。議員御指摘のように、この整備によってクルーズ船寄港の増加や物流拡大を受けての取り組みが進展し、物や人の流れが増大し、周辺の道路の交通量は増加するものというふうに考えております。昨年２月に作成されました港を核としたにぎわいづくり計画でも、広域的な道路ネットワークの充実、機能強化であるとか、また竹内団地につきましては夢みなとタワーから国道431号に合流する交差点の右左折車線の設置など、アクセスの強化が提案されております。境港周辺の円滑な道路交通の確保は解決すべき課題というふうに考えております。

一方、境港流通プラットホーム協議会ですけれども、これは竹内南ターミナルの供用予定の５年後をにらんで、物流の拡大を図るため、物流システムや取引関係の改善などの検討実施に特化した取り組みということでありますので、道路計画は現在は検討の対象となっておりません。ただ、道路整備は境港の利用促進を検討する上で重要な条件でありますので、供用までの対策、あるいは中長期的に進める対策も含めて、今後道路網の検討と情報共有しながらこの協議会の取り組みを進めてまいりたいと考えております。

２点目でございます。米子ー境港間の調査費等予算確保の要望ということでございます。

議員おっしゃいましたように、地元自治体間では境港と米子を結ぶ高速道路の必要性は共有できたということでありますし、現段階はルートを念頭に置

いた議論や要望は行わないということであります。実現への取り組みを前進させることが大切ということで意見の一致が見られたというふうに理解しております。

ただ、この路線ですけれども、御指摘のように10年前に凍結されたその理由があるわけでありますし、凍結されている新直轄の整備化を取り巻く状況の変化やこの事業の必要性、効果の実証など、要望の前段階で国とよく協議してステップを１段１段踏んでいく必要があるというふうに考えておりますので、これからも地元ともよく協議して、次の動きに向けて検討を鋭意行ってまいりたいと考えております。

**【野川統轄監答弁】**

米子駅の南北一体化につきましてはいろいろ紆余曲折もございましたけれども、昨年４月、ＪＲ米子支社と米子市と鳥取県を構成メンバーといたします協議会で検討を進めてまいりました。従来は、特に昨年は自由通路と、それから駅南広場の概算工事費を中心に検証してまいりましたし、駅北のほうのあり方ですね、これはバリアフリーを中心に検討してまいりました。ことし５月に第４回の協議会を開きました。その協議会の中では、三者でやはり駅周辺のにぎわいでありますとか、やはり顔としての新しい駅が要るねと、そういった三者での合意形成が図られましたし、当日は初めてとなりましたが、米子商工会議所のほうから御参加いただきまして、会議所のほうも10月に向けて駅ビルあるいは周辺のにぎわいの対策、あるいは機能ですね、それを会議所としてもまとめて提案をしたいと、そういう御発言もあったところでございます。

先ほど知事から新駅ビルの整備主体がいまだ決まっていないということがありましたが、現在のところＪＲ米子支社、これは事務ベースにおかれてでありますけれども、少なくとも現行の物販でありますとか飲食については想定をされているようでございますし、米子市のほうでも、詳細は未定でありますけれども、市民が集えるような機能、そういったものをイメージされておると伺っております。

鳥取県といたしましても、南北一体化という、いわゆる交通結節点が機能強化を図られるという、そういうタイミングを見て、先ほど知事は具体的に申し上げましたが、ぜひ西部圏域の方々の生活上の相談事、代表例として消費生活センター、そういったものが新しい駅ビルに入居できれば非常にふさわしいのではないかと今検討しているところでございます。

もう１点御質問がありましたが、周辺整備の構想、期待というお話がございました。議員のお話にありました、やはり米子駅は県西部の玄関口ということがあります。そういう役割がございますので、新駅ビルと含めまして、周辺整備につきましては人が集いにぎわう、そういった目標が必要であろうと思っております。米子市のほうでもそういう考え方を基本とされまして、先月の末に米子市の中心市街地活性化協議会の場におきまして、従来の計画を変更されまして、角盤町周辺エリアと、それから米子駅の周辺エリア、そういった２つのエリアを核としてエリア内を回遊性を高めていこう、そのエリアとエリアを結ぶ線を商店街、これを一つのモールというイメージで検討をされようと、そういう見直し案を発表され、それが協議会のほうで了承された、そのように伺っております。

にぎわいづくりの話でありますけれども、近年、米子の駅前通りは少しずつにぎやかになってきておりまして、県の経営革新の支援制度なども使って業態変更をしてビジネス客とか、あるいは女性客、そういった方々にかなり支持をされておるような新しい飲食業も展開されておりまして、にぎわいにつながるような取り組みも駅前通りでは少しずつ進んでおるというふうに聞いておりますし、私もそのように認識しております。しかしながら、まだまだあれは１階部分だけでありまして、２階、３階、ここは空室が多うございます。活性化協議会のほうも商工会議所のほうもそういうことを課題として捉えられておりまして、今年度中にそういう空きビルの実態調査をして、２、３階にどういった機能があればいいのかということを内部で検討なさって、来年度以降にまたリノベーションをしていくと、そういう計画であると伺っているところでございます。

私としても、県西部の玄関口として、このように少しずつにぎやかくなっていくことを期待いたしておりますし、国や県のいろいろ支援制度もございますので、そういった支援制度も紹介しながら、米子駅周辺のにぎわいづくりを応援してまいりたいと、そのように存じております。

## ２．公共施設の総合管理計画について

**【代表質問】**

我が国では、戦後の復興期から高度経済成長期にかけて、公共施設などが集中的に整備されてきましたが、今後、これらが大量に更新時期を迎える中で、その老朽化対策が大きな課題となっております。

今後の急速な人口減少などにより、さまざまなインフラの利用・需要が変化していくことが予測され、厳しい財政状況にある国や地方自治体においては、既存のインフラを全て今までどおりに管理していくことは、極めて困難だと言わざるを得ません。

このような中、国においては、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラの老朽化対策に対応するために、平成25年11月にインフラ長寿命化基本計画が策定されたところであります。また、各地方公共団体においては、こうした国の動きと歩調を合わせ、公共施設などの総合的かつ計画的な管理を推進するための計画、いわゆる公共施設等総合管理計画の策定が総務省より要請されております。

この公共施設等総合管理計画は、地方公共団体が所有する全てのインフラの今後のあり方を考え、長期的な視点で、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に実施することにより、財政負担を軽減・平準化するものであり、人口減少社会に向けた持続可能な財政運営と社会基盤のあり方を考える上で大変重要な取り組みであると同時に、今日推進されている国土強靱化にも資するものであると考えております。

国の指針においては、このたびの計画策定に当たって、県は市町村の公共施設なども念頭に広域的視野を持って計画を検討することが望ましいとされており、それぞれの市町村で計画を策定するに当たって、県がリーダーシップを発揮して広域的な視野で調整を図る必要があると考えております。

一例を申し上げますと、年内に県と米子市の間で、皆生にある県営米子屋内プールと飛び込み施設などを備えた米子市営東山水泳場を交換する予定となっておりますが、この事例は、まさに県と市の役割分担を再認識した決定であったと考えております。

人口減少時代を迎え厳しい財政状況が続く中で、このように県と市町村の役割分担を意識した公共施設等のあり方、あるいは施設の共同利用や統廃合などの調整、すなわち自治体間連携が求められていると考えますが、平井知事に御所見を伺います。また、その調整に積極的に乗り出すつもりがあるのかどうなのか、あわせて伺います。

**【平井知事答弁】**

市町村との調整によって、共同利用だとか統廃合、そうした自治体間連携もあるのではないかと、こういうお話でございます。

これについては、公共施設の管理計画を今つくっているところでございますけれども、その作成の過程で市町村とも十分意見調整をさせていただこうとしておりまして、去る８月10日、この県議会でも議論がございましたので、市町村とよく意見調整すべきではないかと、そういう御意見を踏まえて市町村と担当者レベルで話し合いを始めております。当然ながらそこは長期的には維持管理の費用がかかるということになってきますし、また効率的な設置等々も公共施設では求められるでありましょうから、そうした意味で十分な調整を図っていく必要があろうかと考えております。例えば今、中核市構想もございまして、県でいえば東部におきまして保健福祉の事務所がございますが、こうしたものを今後どうしていこうか、これは東部圏域でまさに首長まで交えて話し合いをしているところでございますが、そうした調整を進めていくことになろうかと思います。

### 《追求質問⑩》スポーツ施設の現状と課題

**【追求質問】**

米子市から移管が予定されている東山水泳場も８月の県内調査で視察しました。飛び込み台が老朽化して国際基準に合致しなくなっているということでありました。昭和60年のわかとり国体に向けて整備された県内の他の関連施設も同様の問題を抱えていると思われ、適切な維持管理に関して、財政規模の小さな市町村では鳥取県の競技力の向上やスポーツ振興の観点から不安を抱いたところでございます。

現在、県を含め、県内の各市町村は公共施設総合管理計画を策定中ですが、人口減を初めとするさまざまな社会変化に伴い利用状況も変わり、求められる施設機能や施設の重複の問題も発生していると思われます。公共施設の総合管理計画の策定に当たっ

ての留意点として、本県のスポーツ施設の現状と課題について整理する好機だと思いますけれども、平井知事の御所見を伺います。

**【平井知事答弁】**

スポーツ施設は似たようなものが幾つもあったりしておるところも事実でございますので、そのお互いの調整を図ったり、場合によってはこちらをしっかり改修して、こちらはお互いに使えることにしましょうということでやめるとかはあり得るだろうと思います。今までも、例えば武道館であるとか再編整理をしましたし、プールは長年米子市と鳥取県の間の膠着した課題ではありましたが、このたび整理がつきました。こうしたことを今後ともやってまいりたいと思います。

いずれにせよ、今2020年のオリンピックを目指してキャンプ地誘致などもあるわけでございまして、そうなってくると、例えばホッケー場を、少なくとも練習場をどうするかとかいうような議論があったり、それが例えばインターハイと絡んだり、他の競技とも絡んでくることもあるかもしれません。こうやって考えていきますと、おのずから緊急性のあるもの、それからこれはちょっとゆっくり協議するものはあろうかと思いますが、市町村ともこのたび公共施設の計画づくりの中で話し合うチャンスもできますので、スポーツの点についても重点的に協議をしてまいりたいと思います。

## Ⅷ. 県内の産業振興策について

### 3．県版経営革新制度について

**【代表質問】**

ことし６月、まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げられた基本目標とその達成に向けた取り組みについて、今後の対応方向を取りまとめたまち・ひと・しごと創生基本方針2015が閣議決定されました。この中で、付加価値を高め労働生産性の向上を図り、地域の企業・産業の稼ぐ力を徹底的に強化するローカル・アベノミクスの実現を目指すこととされております。

いまだアベノミクスの効果が大都市圏や大企業中心で地方まで波及していないという状況を踏まえ、地域の経済の再生に向けてテコ入れしていこうとするものだと思いますが、鳥取県における地方創生は、地域経済と雇用を支える中小企業や小規模企業の元気を取り戻すことで初めてなし得るものであり、まさにローカル・アベノミクスの実現に向けた取り組みを強力に推進することが必要であります。

鳥取県では、県内の中小企業の新規事業展開に対して成長段階や経営戦略に応じた総合的な支援を行い、中小・小規模事業者の新商品やサービス開発などのチャレンジを促進し、県内産業の高付加価値化、すなわち稼ぐ力の強化を図る目的で、県独自の鳥取県版経営革新制度を創設しております。

平成24年度の制度創設以来、これまでに当初目標の500社を大きく上回る881社を認定しており、本年度から現行の５つの支援制度を統合・総合メニュー化して、中小・小規模事業者にとって、さらに使い勝手のよい実効性の高い制度へとバージョンアップされております。

これまでの認定企業のうち、６割から７割が売上高や付加価値額などが増加するという目標を達成しており、正規雇用１万人を達成するとの知事の公約実現に向けて大変重要な政策だと思います。これまでの実施状況を踏まえ、この事業の政策効果についてどのように評価されているのか、平井知事の御所見を伺います。

また、地元産業全体の稼ぐ力を強化するためには、成果に結びつかなかった企業も含め、全ての認定企業に対して継続的なフォローアップが重要だと思いますが、この点についてもあわせて御所見を伺います。

**【平井知事答弁】**

４年前、私が統一地方選挙に、２期目、出させていただいたときに、中小企業底力アップということを公約に掲げさせていただきまして、その後よく関係者とも議論をしながら、県版の経営革新制度というのをつくっていこうと、これが平成24年度からスタートしたところでございます。議員がおっしゃるように880のプロジェクトが去年まで動きまして、雇用の効果もございました。500名を上回る雇用ができたわけでございます。さらに売り上げ増につな

がったのが８割というふうに過去の実績が示しておりまして、この経営革新を鳥取県独自にやったこと、これは他の県とは違った中小企業政策として有効に機能したのではないかというふうに考えているところでございます。

また、それをどうやってフォローしていくかということでございます。実は今年度に入りましてもこの中小企業の経営革新の県版認定がふえてきておりまして、1,000件を突破しました。それにあわせて今年度フォローアップしていくのに必要な人員体制を備えようと、これは商工会議所や商工会の定数配置を県のほうで支援をしながら進めまして、16人、去年よりもプラスしております。こうしたことなど十分なフォロー体制を組んでいきたいと思いますし、さらに再チャレンジ、これもこの議場でも議論がございまして、新しい仕組みとして入れさせていただいてきているところでございます。例えば日下エンジニアリングさんでＬＥＤを活用したりというようなことの事業が進んだことであるとか、あるいは境港の山本製麺所さんで健康に資するような麺のお店とか、ひよこカンパニーさんだとか、いろんないい例も各地で出てきております。しっかりとフォローしてまいりたいと思います。

## Ⅸ．医療・福祉・保健政策について

### ４．地域医療構想と救急医療に係る諸課題について

**【代表質問】**

我が国では、2025年に団塊の世代が後期高齢者となり、国民の３人に１人が65歳以上という超高齢社会を迎えます。このような超高齢社会における持続可能な社会保障制度の確立に向けて、医療介護総合確保推進法が制定され、効率的かつ質の高い医療提供体制とともに、地域包括ケアシステムを構築することとされております。

また、都道府県に対して、2025年度の医療需要と病床の必要量やあるべき医療提供体制を実現するための施策をまとめた地域医療構想を平成28年度半ばまでに策定することが求められております。

このような中、本年６月、2025年度に必要となる一般・療養病床数について、国が都道府県別の目標値を公表しましたが、これによりますと、鳥取県の病床数は7,400床から5,900床と1,500床の減少となっております。

この目標値の推計方法については、国が示した地域医療構想ガイドラインにおいて、療養病床の入院患者の一定レベルの者の70％を在宅医療に移行するなど、画一的な算式が示されておりますが、本来、在宅医療の受け入れ環境などその地域の実情に即して望ましい医療提供体制を検討した上で、必要な病床数が出されるものだと考えております。

今後、人口減少は進行するものの2030年ごろまでは高齢化などにより医療需要は伸びるものと見込まれており、地域の実情を十分反映した地域医療構想を策定する上で何が課題となるのか、また、その課題に対してどのように対応されようとしているのか、平井知事の御所見を伺います。

次に、救急医療にかかわる課題についてお伺いします。

去る７月15日、ドクターヘリの単独導入の必要性と課題及び対応策を検討する鳥取県救急医療体制高度化検討委員会が開催され、県単独でドクターヘリを導入し、基地病院を鳥取大学医学部附属病院とする県の提案が賛同されましたが、鳥大附属病院を基地病院として導入する場合、格納庫の整備については、どのような立地を想定されているのか。また、ドクターヘリの導入により、鳥大附属病院を起点とするおおむね半径70キロメートル圏内が運航範囲として想定されますが、東部・中部・西部の圏域ごとに、どのような救急医療体制を目指していかれるのか、平井知事の御所見を伺います。



**【平井知事答弁】**

平成28年の半ばごろまでに作成しようということで今進めてきているところでございまして、地域の医師会だとか、さまざまな関係者と一緒になりまして検証作業を進めているところでございます。課題になりますのは、これから高齢者の方々等、住みやすい県づくりにどういう人材を確保できるのかというところ、まずはそのサービスの総量をどういうふうに確保できるのかということだと思っております。

ただその一方で、国のほうで形式的な機械的な試算をしておられるのですね。６月に示されました病床数の試算でいいますと、これは2025年には鳥取県は大体おおむね２割ほど減をしたような、そういうベッド数が示されております。これは私どもに限らず島根県はもっと削減というようなことになっておりまして、これはいささかどうなのかなというふうにも思っております。

ただ、国は今の地域医療総合戦略をつくるに当たりまして、そうした国のほうの形式的な試算のやり方をこちらのほうでもして、県側でもそういうような試算をした上で、それに応じた計画をつくるということに制度上なってきておりまして、この辺は国に対してもっと柔軟な適用を求めているところです。例えばＣＣＲＣだとか、そうした地方創生戦略もあるわけでございまして、そうしたことを考えるとベッド数をまた別途確保しなければならないことにもなるだろうと、こうした事情が加味されていないのではないかということを今、国のほうに訴えかけをしているところでございます。

次に、ドクターヘリにつきましてお尋ねがございました。格納庫の整備と、それから東中西部の圏域ごとのどのような救急医療体制を目指すかということでございます。

これは今の現状からしますと、ドクターヘリがかかっているのは、豊岡を起点にしたものと、それから島根県のドクターヘリを活用するもの、それに県として独自に医師搭乗型のヘリを用意させていただいたということでありますが、現実としては、救急車で回れる範囲などを考えますと、どうしても30分を越えてしまう圏域というのが県内で出てしまうというのが実情でございました。例えば琴浦町のあたりとか、全部が全部ではないのですけれども、そうしたところが出てきているのは事実としてございました。それを何とか解消できないかということでずっと検討してきたわけでございますが、このたび議会とも御協議を申し上げながら救急医療体制高度化検討委員会というのを設置しまして、そのドクターヘリを活用した救急医療体制のあり方を議論させていただいているところでございます。

格納庫につきましては、今、基地局はどうするかというところがございますが、基地となる病院につきましては、これは検討委員会のほうでやはり人員、スタッフをそろえられるという観点からすると鳥取大学附属病院であるという議論でございまして、そうしたら、では鳥取大学附属病院にある程度近いところにつくる必要があります。スムーズな運用ができなければなりませんので、そうした環境のこと、もちろん土地が用意されなければならない等々があろうかと思います。ですから、米子鬼太郎空港とか、そうしたさまざまな候補を今にらみながらこれから議論がなされるだろうというふうに考えております。

これとあわせて、これを生かした中部や東部も含めた体制をつくっていかなければなりません。一つには場外ヘリ発着場と言われるようなヘリポートの整備のこと、それから消防局が使いこなせなければなりません。消防局のほうでも認識を持ってもらって、こういう基準で運用してヘリをこういうときに呼びましょうという話し合いをして運用しやすくする、そうしたことも必要でございます。こんなようなことをいろいろと考えていかなければなりません。

また、医師同乗型の救急車の運用、これは今、赤碕等ではうまく機能している面もあるのですが、そうした工夫なども含めた救急体制が検討されなければならないと考えております。

また、今回仮に西部に配置されるということになれば広島県のほうにもかかってくるわけでありまして、先般、広島の県知事にもこの点で協議をさせていただいたところでございますが、広島県側としても、この鳥取県西部を基地としたヘリができるというのであればぜひ協力して活用していきたいと、こういうお話がございました。

## ５．地域包括ケアシステムの構築に向けての課題について

**【代表質問】**

医療介護総合確保推進法は、医療機関の機能分化・連携により効率的かつ効果的な医療提供体制の確保を推進するとともに、高齢者が住みなれた地域で人生の最後まで生活ができるよう地域包括ケアシステムの構築を推進するなど、医療法や介護保険法など19本の改正案をまとめた一括法であります。

地域包括ケアシステムは、在宅及びサービスつき高齢者向け住宅などでの介護を前提とする制度で、高齢者が住みなれた地域で生活を継続できるようにするため、介護、医療、生活支援、介護予防、これらを一体で提供するものであり、この構築に向けて介護予防に関する介護予防・日常生活支援総合事業の見直しも行われております。

具体的には、要介護度が比較的低い要支援１、２の人は、訪問介護や通所介護のサービスを受けることができましたが、2015年４月から３年かけて市町村が独自で取り組む介護予防・日常生活支援総合事業に移行することになっております。これにより、地域の実情に合った多様なサービスが多様な主体によって提供され、利用者の選択肢が広がると期待されているところでありますが、その反面、全国一律のサービスだったものが市町村の財政状態やトップの意識次第で、サービス内容や利用料に大きく差が出て、地域によって格差が生じる可能性があると思われます。

特に、県土の大部分が中山間地域で、人口規模、財政規模の小さい市町村が多い本県のようなところでは、町村に意欲があっても新たなサービスを利用する者が少ない、あるいは利用者が点在しているためサービスを利用する場所までの効率的な移動手段の確保が難しい、新たなサービス事業を担うＮＰＯ法人やボランティア団体などがない、これらさまざまな課題があり、一町村で対応することは大変難しいと考えております。

本年４月から、県内市町村で唯一日南町がこの介護予防・日常生活支援総合事業に取り組まれておりますが、県としてどのように評価されているのか。また、この評価を踏まえ、来年度以降に介護予防・日常生活支援総合事業に取り組まれる市町村が円滑に実施できるよう、県は今後どのような役割を果たされていくのか、平井知事にお伺いいたします。

**【平井知事答弁】**

日南町の例が出てきたわけでありますが、市町村が円滑実施できるように今後どのように展開を図っていくのかということでございます。

これにつきましては、要支援１と２のところ、これを市町村サービスへ移行するというような大きな改正がございまして、これが今、各地、市町村で取り組んでいかなければならない課題になっています。その先頭を切って県内では日南町で実施が図られました。実は日南町では従来からいきいきサロンとか、まめな会とか、そうした地域でお年寄りの皆様をフォローしていく、またケアしていく、また一緒に人生というものの生きがいを感じてもらう、そういう活動がございました。多分そういう下地があったからということもあろうかと思うのですが、今、いろんな議論を経た上でではありますけれども、比較的スムーズな形で移行したということになりました。評判のほうもよいようでございますし、料金的にも、今まで月でまとめてしか単価設定できなかったものが１回ごと設定できるということで、利用者の負担感の緩和にもつながっていくのではないかというようなお話があったりしております。例えば多里のほうでひばり会が行っている要支援者のサービス、それ以外にもさまざまなところで行われている集まり、こうしたことに制度的なバックアップが得られたということで運用されています。

今、総社市を初めとして具体例も出てきておりまして、そうした知見を市町村にも共有していただけるように、そうした説明会の場であるだとか日南町の視察であるだとか、そうしたことを組みながら応援をしてまいりたいと思っております。

## 《追求質問⑪》地域ケア会議について

**【追求質問】**

平井知事は、本年２月定例会の浜崎議員の質問に対し、地域包括ケアシステムの実現に不可欠な取り組みとして地域ケア会議を上げられ、高齢者向けの体操の普及により要介護認定率を減少させた北栄町の取り組みを成功事例として全県に広げたいと答弁

されております。高齢者の介護予防の取り組みとしては大いに評価されるものだと思いますが、高齢者が安心して暮らせる地域づくりを目指す地域包括ケアシステムの全体像から見ますと、一つのステップだと言えるのではないでしょうか。

地域包括ケアシステムを構築する上で、医療、介護などの専門的なサービスだけではなく、高齢者が安心して繰らすための互助、つまり地域の支え合いが重要だと言われております。見守りや安否確認、ごみ出しや清掃などのさまざまな困り事を抱える高齢者に対して、自治会、ボランティア、ＮＰＯなどがそれらの生活支援サービスを安価に提供できるような仕組みを各地域が自発的に整備するように国は促しております。高齢者が安心して暮らすための支援メニューや自治会ボランティア、ＮＰＯなどの担い手は示されておりますが、地縁、血縁の濃い昔からの集落や、あるいは結びつきの希薄な新興住宅地など、地域の実情は相当な開きがあり、それぞれの地域が抱える問題や課題は千差万別で、処方箋も全く違うものになると、このように考えております。国は、構想段階で美辞麗句を並べることはできますが、実施する自治体にとっては大変多くの課題が存在すると思われ、実施段階においては混乱や摩擦なども予想されると思います。

このように、初の試みで手探りで事業に取り組むような場合、先行する市町村の取り組みを応援しつつ、すぐれた取り組みについて他の市町村へ横展開するなど、県としてリードする姿勢が必要だと思いますが、平井知事の御所見を伺います。

**【平井知事答弁】**

議員がおっしゃるように、言うはやすく、実は行うはかたしという状況にございます。かなり難しさもありまして、特にそれぞれの地域にフィットした仕組みをつくらなければなりません。ただ、それは議員もおっしゃったように、コミュニティーのあり方だとか、それからその置かれた環境などで違うわけでありまして、例えば一つの処方箋で全部解決するかと言ったら、そういうものでもないということであります。

このたびは日南町が進み始めましたので、議員がおっしゃったように、その手法はぜひ横展開をしていきたいと思っておりますが、それぞれのやり方が見つかるような、そういう事例も意図的に紹介をしたりしていかなければいけないなと思います。例えば、日南町と同じことを米子市でできるかというと、多分人口規模からして、それからサービス主体の状況からしても違うと思います。三重県の桑名市が大体同じ14万人ぐらいの規模の市でありますが、こちらのほうは始めました。それは単価を設定して、複数のサービス事業者で公募をかけてやる。さらに、民間の住民の皆様の自主的なサービス提供も複数用意をしてやる、そういうふうなことをやりました。多分、日南町とは規模感もやり方も大分違うところがあると思います。

また、大分県の王子町とか日出町とか、あるいは小さなところでは秋田県のところの小坂町がよく例として挙げられるこうしたところは小さなところですから、例えば小坂であれば地元の人たちが自分たちでやる日南町型のやり方でありますけれども、それよりもちょっと大きくなりますとそういう事業者が絡んでくる、この辺はやはり大分アプリケーションが違うわけですね。これに応じて設計していかなければいけませんので、その辺も市町村の実情をよくお伺いしながら、県もそうした意味でいろいろ橋渡し役なり、調整役をさせていただければと思います。

## ６．鳥取県動物愛護管理計画について

**【代表質問】**

昭和48年に議員立法により制定された動物の愛護及び管理に関する法律は、人と動物の共生する社会の実現を目指して、動物の虐待を防止して命を大切にするとともに、飼育する動物が周囲に迷惑をかけないようにするという、大きく２つの方向性が規定されております。

この法律は平成24年に法改正されておりますが、人と動物の共生する社会の実現を目指して、犬を初めとする動物の販売業者に対するさまざまな規制強化、多頭飼育の適正化に向けた勧告・命令権の追加、動物取扱業者から引き取りを求められた場合など、自治体の判断により犬猫等の引き取り拒否を可能にしたこと、災害時における動物救護や動物に対する福祉の明記、虐待の定義を明確化した上で罰則を強化、これらが追加されました。

本県では、法律に基づき、平成20年度に鳥取県動物愛護管理推進計画が策定され、平成24年の法改正を踏まえ、平成26年３月に第２次計画が策定され、動物愛護の推進及び動物の適正飼養の推進、これら２つを柱として、人と動物との調和のとれた共生社会を目指して、致死処分ゼロを究極の目標としてさまざまな施策を展開されているところであります。

国会におきましても、2006年に設立された鳩山邦夫会長の自民党動物愛護管理推進議員連盟や小池百合子会長の自民党動物愛護議員連盟、または超党派で構成する尾辻秀久会長の犬猫の殺処分ゼロをめざす議員連盟などがあり、飼い主の意識の向上対策はもとより、繁殖・販売業者の規制や免許制の導入、あるいはペット税の導入などについても議論されているところであります。

本県では、計画を策定された平成20年度あたりから犬・猫ともに殺処分は年々減少傾向にありますが、残念なことに平成26年度においても犬が66頭、猫1,021頭の命が殺処分となっております。計画の推進に向けた本県の取り組み状況と今後の課題について、平井知事の御所見を伺います。

**【平井知事答弁】**

本県独自の進め方をしておりまして、アミティエという民間の組織と協調しながら動物愛護管理センターの実施を始めております。それを導入しまして、犬については致死処分が３分の１に減じられまして、平成30年までの目標値を既にクリアするということになりました。他方で猫につきましては、1,000件ちょっとぐらいまで減ってはいるのですけれども、まだ平成30年の目標には到達はしていないと、努力が必要であるというような状況でございます。こういうように進展している面もあるわけでございますが、さらに何らかの工夫が必要だということでございまして、やはり多くの方々にこの動物愛護について御理解をいただき、いろいろな団体や個人の方に御協力をいただきながら進めていかなければならないのだというふうに考えております。

また、他県のやっている不妊関係だとか、そうしたいろんな施策もございますので、そうしたこともよく踏まえながら、さらなる動物愛護対策の向上を図っていく必要があると考えております。

## 《追求質問⑫》鳥取県動物愛護管理計画の取り組みについて

**【追求質問】**

８月に政務調査で訪問した神奈川県では、管轄する神奈川県動物愛護センターで平成25年度の犬の殺処分ゼロを達成し、黒岩知事の殺処分ゼロ継続宣言とともに、翌26年度には難しいとされている猫の殺処分ゼロも達成し、その後も継続されているということでありました。県庁本庁舎におけるボランティアによる譲渡会の開催や動物の命の大切さを伝える音楽会などの開催、あるいは登録ボランティアへの知事の感謝状の贈呈、またはマイクロチップの装着の推進、県内に40以上あるボランティアとの協力のもとに命を守る活動に取り組まれておりまして、今後改築予定の動物愛護センターを殺処分室や焼却炉は設置せず、動物の個室やドックランを整備して、殺処分をするための施設から生かすための施設へと転換するとのことでありました。

殺処分ゼロを達成するためにはボランティアとの連携や協力が不可欠ですが、本県はボランティアの登録団体がわずかに１団体で、譲渡先となるボランティアをふやすことが急務だと思います。これについては私は県の直接的な積極的な働きかけが必要だと思います。この点についてお尋ねしたいと思います。また、特に猫の場合ですけれども、飼い猫でも外を歩き回るケースが多くありまして、不妊去勢が重要とされております。これらの取り組みを推進させるためにも県が支援する仕組みをつくる必要があると、このように考えますが、平井知事の御所見を伺います。

近年のアニマルセラピーを活用した医療福祉施設や厚生施設などでの具体的な事例を引くまでもなく、ペットを飼うことはさまざまな効果が実証されております。何より、少子高齢化の社会において人生をより豊かに過ごす家族的な存在とも言えます。県の形が犬に似ているとも言われまして、豊かな自然と食の中でぬくもりのきずなに生きるとする鳥取県だからこそ、動物との共生をもっと大きく発信すべきだと考えます。この点について、平井知事の御所見を伺います。

**【平井知事答弁】**

神奈川県はこの意味では大分進んでいるところでありまして、特に我々もびっくりするのは、やはり

今も議員がおっしゃいました猫が非常に難しいのですね。今、地域猫の課題がございまして、これについてそれぞれの地域でどういうふうにアプローチをしたものか、かなり悩みを深めているのが実情でございますが、神奈川県の場合は殺処分ゼロへと持っていったわけであります。その裏打ちになったのは、議員も御指摘ございましたように、多くのボランティア団体などがありまして、鳥取県の場合はそこがちょっと弱いところなのですね。

鳥取県では今、我々の動物愛護センターを引き受けていただいているアミティエさんと、それとアニマルリンク鳥取さんですね、こちらのほうでもそうした動物愛護のキャンペーンをやったり、引き取りのお世話をいただいたりということをしていただいていまして、貴重な存在であります。しかし、やはりもっとそうした団体をふやさなければいけないと思いますし、個人でもそういう受け入れがしやすいようにしなければいけないと思います。県のほうでの若干規制緩和とか、やり方の修正だとかをいろいろと検討しなければ、そういう神奈川県のようにたくさんのＮＰＯ団体などがあって、そうしたところが最終的にはみんな引き取ってくれるというような状態にはまだほど遠いところがございまして、その辺は体制づくりをしなければいけないところだと思います。

あと、議員がおっしゃった不妊治療でありますが、これも飼い猫と、それから地域にいる猫と二通りあろうかと思います。いずれにいたしましても、市町村とか獣医師会と協調しながらその辺の対策を考えなければいけないかなと思います。当初予算に向けまして、関係機関ともよく相談をさせていただき、どういうような支援なりスキームが組めるか検討させていただきたいと思います。そうしたことなどを通じて、動物との共生をもっともっとアピールをしていくということかなと思います。テレビ番組を使っての特集であるとか、それから要は引き取り手がなかなかいないということでございまして、新聞を初めとした報道機関にも御協力をいただきながら、そういう動物が適正に管理、飼養されていく道筋がつくような、そういう継続的なキャンペーンなり、あるいは犬や猫の紹介なり、そうしたことができるようになるとありがたいかなとも思います。従来よりもかなり踏み出していかないと、特に猫の場合は殺処分ゼロにはいかないところでございまして、犬は大分今急速に進んできましたけれども、猫のほうがまだ難しさがあります。鳥取県もよくよく体制を強化して、おっしゃられるような問題意識に当たってまいりたいと思います。

## Ⅹ．循環型社会の構築に向けた環境整備について

### 7．産業廃棄物最終処分場の整備について

**【代表質問】**

鳥取県における産業廃棄物の最終処分の状況を見ますと、リサイクルの推進により排出量は、平成６年の173万トンから平成24年には58万トンと大幅に減少し、リサイクル率も全国平均の55％に対し、本県では76.1％と高水準となっておりますが、当然のこととはいえ全量のリサイクルは不可能であり、現在、最終処分量約２万トンのうち管理型品目の約１万トンが全量県外で処分されております。

一方、本県から搬出する可能性のある中国・近畿地方の最終処分場の残存容量は、平成15年には1,364万立米あったものが、平成24年には808万立米まで減少しております。また、全国の最終処分場の新規立地も平成16年の18件から平成24年には６件と減少しており、本県の産業廃棄物が将来にわたって他県に受け入れてもらえるという保証は全くないと考える方が現実的な判断だと思います。

産業廃棄物の最終処分場は、産業振興や企業誘致、そして雇用の場の確保といった観点から必要不可欠な基礎的インフラですが、現在、本県では、県内の産業活動により発生した産業廃棄物を他県に受け入れてもらうことで、ようやく産業活動が維持されているのが実態であります。

このような状況は、企業誘致の際に、県外企業が本県への進出を検討する上で大きなハンデになったり、あるいは県内企業の処理コストの負担による競争力の低下といった弊害など、県内の産業振興に与える影響が大きいのではないかと考えますが、平井知事の御所見を伺います。

県内への産業廃棄物最終処分場計画については、旧青谷町出合地区、鳥取市小沢見地区、倉吉市小田地区、岩美町浦富地区と変遷してきておりますが、



いずれも地元合意を得ることができず現在の計画地に至っております。

これまでの事業計画では環境プラント工業が主体となり、鳥取県環境管理事業センターとともに、米子市淀江町に産業廃棄物管理型最終処分場を整備する計画を進めてきましたが、地元自治会から長期間の事業であり安定した管理体制が必要。民間企業ではなく環境管理事業センターが設置運すべきなどの意見が出たことを受け、ことし３月のセンターの理事会において、設置運営主体を環境プラント工業からセンターへ移行することが決定されました。

直接の事業主体が民から官に移り、地元自治会からの期待に応えるべく、より安心・安全な最終処分場を目指して現設計や生活環境影響調査を再点検し、改めて事業計画書を作成するとのことでしたが、この間、事業計画を点検したコンサルタント会社から、よりリスクを低減できる構造の方策を指示されたとの報道がありました。

従前の計画の信頼性に疑問が投げかけられたとも受け取れる報道ですが、県としては、具体的にどのような対応をセンターに対して求めていくのか、平井知事に伺います。

**【平井知事答弁】**

産業廃棄物処分場が県内にないということで企業の競争力が低下するといった大きな影響が出ているのではないかと、こういう御指摘がございました。あとあわせまして、環境管理事業センターに転換をしたことに伴いまして、コンサル会社からの報告があったことへの対応のお話がございました。後者につきましては中山生活環境部長から御答弁を申し上げたいと思いますが、前者につきましては、議員もおっしゃるとおり、大きな影響のある話だろうと思っています。議員も今、数字を上げて強調されましたけれども、実は鳥取県は産業廃棄物処分場が立地していない数少ない県でございまして、今こうしたところが減ってきているところでございます。現在、例えばフェニックス計画のある和歌山だとか、そういったところはないですけれども、フェニックス計画で関西共同で受け入れているところがある。さらに産業廃棄物処分場の計画をつくったところも出てきている。そうした中では、全く何もないのは山梨と長崎しかないのですね。あと鳥取県だけということであります。四国各県では県外搬出を制限してきております。全国的にもそういう動きが広がってきておりまして、産業活動が継続しにくくなるのではないか。さらには例えば兵庫県まで鳥取県西部圏域から運ぶとなりますと運賃がかかりますので、それはコストにはね返る。そうした意味で産業についてハンディキャップになるのではないかということもあろうかと思います。

実はこういう産業面だけでございません。例えば私たち身近な生活では、家を建てたり、あるいは改築をしたり解体をしたり、そうしたことがありますが、そこでも当然ながら家屋の廃棄物が発生するわけですね。モルタルだとか、いろんなものが出てくるわけでございます。そういうものの処分場所ということは、やはり最終的には最終処分場まで行き着かなければいけません。ですから、家を建てるだとか、そういう衣食住のところにもかかわってきている。

あるいは農業でも、やはり肥料だとかを初めとして、そうした不要物も出るわけでありますが、そういうものを産廃で燃やすことで処理をしますが、まだ燃え殻が残るわけですね。こうした燃え殻の運び先がない。そういうものも最終処分場に行き着かなければなりません。

医療もそうです。医療廃棄物もございますが、それも最終的には燃え殻のレベルになりますと最終処分場を必要としている。そうしたことが県内でできなくなってきているという面にもなるわけでありまして、そうした意味ではやはり必要な施設であるという面はあろうかと思います。そういう意味で、廃掃法の中でも産業廃棄物の適正な処理ということもうたわれており、県もその産業廃棄物の処理については法律上、一定の責務もあるという立場だというふうに理解をいたしております。

**【生活環境部長答弁】**

議員御指摘のように、環境管理事業センターみずからが施設の設置運営主体となりました。これに加えて、公的セクターとして、より安全性を向上できないかというような観点から現計画について別の視点からの検証をコンサルタント等に委託しながら実施しているところでございます。これにつきましてコンサルタントからの１次報告が、議員が御指摘の新聞記事等に報道された次第であります。

この報告書、現計画の信頼性ですとか安全性を否定したものではないというふうに認識しております。例えば廃棄物処理法では、施設の基準といたしまして二重の遮水構造ですとか遮光マットの布設、あるいは水処理施設の設置、それから堰堤の安定性の確保等が定められておりますが、現計画はこの基準に違反したものはございません。これに加えて、例えば逆浸透膜処理を導入して放流水の基準を国よりもより安全な基準にしておりますし、また豪雨対策などについても国が求めております指針よりも約1.3倍のより多い容量がある調整槽等を設置するなど安全対策に意を払っているところでございます。

ただ、これを受けまして、センターのほうではより安全性を増すために検証、検討を深めているところでございます。この検討はこの構造の主要な部分に変更を加えるものではございませんで、より安全性を高める上での埋立地の区割り方法などを中心とした案を今検討しておるところでございます。これによりまして、例えば工事施工等に伴います人為的ミスの削減ですとか、あるいは現在事業者が運営しております一般処分場の横に産廃処分場が建設されます観点で、より排出水のモニタリングの手法を向上できる方策がないか、そういったような点の向上策を検討しているところでございます。

県といたしましても、やはりより安全・安心な施設を追い求める、これは大事なことかと思っております。センターは公的セクターでございますし、民間企業が最終処分場を整備する場合に比べまして、より安全性に対する要請は高く求められるものと認識しております。より安全で住民の方々に信頼される施設設計となりますよう十分な検討を行っていただき、そういったような現計画と、その見直しなり点検を踏まえながら最終の事業計画をまとめていただくよう引き続きセンターを指導してまいりたいと考えております。

## 《追求質問⑬》事業計画の見直しについて

**【追求質問】**

コンサルタントの１次報告について、区画割り擁壁の安定性を欠くおそれが指摘されたことや、地盤強度などの懸念が示されているとの報道がありました。また、現計画の生活環境調査の結果や検証の仕方がずさんだったのではないかと批判する方も中にはおられます。地元の理解を得ていくためには、センターに対しこの点についての疑問をきちんと払拭して、安心、安全な施設整備を行わせるべきだと、このように考えますが、平井知事の御所見を伺います。

**【平井知事答弁】**

産業廃棄物処理施設は、やはり地域での厚い御理解をいただかなければ成り立ち得ないものでございます。どうしてもやはり不安がある、そういうところを乗り越えて住民の皆様にも御協力をいただく、こういうことになりますので、そのところにつきましては徹底した説明責任を果たし、そして地域の声をよく聞いてということで進むことになろうかと思います。このたびセンターに経営を移して、そちらのほうでやろうというふうになりましたのも、地元でより安心な仕組みをつくったほうがいいのではないかという声があり、最後のチャンスとしてそういうふうに転換をしたところでございます。ただ、その後またコンサルに出して、こういうふうにしたほうがなおよくなるのではないかということでございました。

先ほど部長が申し上げましたように、決して危ないということではなくて、そちらのほうがより持続可能な形でいい管理ができるのではないかとか、もう既に安全基準は満たしているわけでありますが、その上での調整の部分でございました。ただ、こういうことで不安を持たれる方もいらっしゃるのも事実だと思いますので、センターのほうから徹底した説明責任を果たしてもらうように、私どもとしても指導してまいりたいと思います。

## 8. 改正教育基本法を踏まえた教科書採択と教育環境について

**【代表質問】**

昭和22年に教育基本法が制定されてから半世紀以上が経過し、国際化・少子高齢化・家族のあり方など、教育環境の変化に伴い発生してきたさまざまな問題に対応するため、平成18年、教育基本法が60年ぶりに改正されました。

その中で、第２条において、新たに教育の目標として、知・徳・体の調和のとれた発達を基本に、道徳心、自主自律の精神や公共の精神、日本の伝統・文化を尊重し、国と郷土を愛する態度の養成などが掲げられています。

平成26年１月、文部科学省は、改正教育基本法の理念をより具体化すべく、社会科の教科書に政府の統一的な見解などを取り上げるなど、教科用図書検定基準を改正しました。

近年、価値観の多様化やライフスタイルの変化などにより、教育に対する課題やニーズが多様化しております。学校では、いじめや不登校などの問題が深刻化しており、家庭や地域社会においては、子供同士や人と人とのかかわり合いの希薄化などが規範意識の低下を招いております。さらに、急速に発達したインターネットや携帯電話の普及などにより、私たちの生活が豊かになる一方で、これらを悪用した痛ましい事件が増加しております。

初めに、このような社会変化を踏まえ、教科用図書検定基準について、改正に至った背景と目的について山本教育長の見解をお伺いします。

次に、今回採択される中学校の社会科の教科書は、改正後の検定基準が初めて適用されたものですが、その内容についてどのように評価されているのか。また、小中学校の教科書採択について、都道府県教育委員会は、教科書選定審議会の諮問・答申に基づき市町村教育委員会に対し、必要な指導・助言・援助を行うとありますが、今回の教科書採択に当たり、どのような対応をされたのか、山本教育長にあわせてお伺いします。

次に、教育環境についてですが、改正教育基本法に基づき策定された鳥取県教育振興基本計画では、学校を支える教育環境の充実を目標の一つに掲げておられます。

教育環境については、教職員の子供と向き合う時間をふやすため、スクールカウンセラー、ソーシャルワーカーなどの専門職員が配置されておりますが、文科省の調査によりますと、１日の平均の在校時間は13時間弱で、さらに自宅で１時間以上仕事をするとの報告があり、教職員の長時間労働の実態が浮き彫りとなっております。そこで本県の状況はどのようになっているのか、山本教育長にお伺いします。

児童生徒の指導から保護者の対応まで１人で多くの業務を抱え、中でも保護者への対応に時間を割かれるケース、いわゆるモンスターペアレント問題が少なからずあると仄聞しておりますが、教育委員会ではモンスターペアレントという概念自体がなく、したがって保護者にかかわるトラブルの全体像などの実態が把握されていない、これが実情のようでございます。

現在、対応が困難となった場合は、通常は教頭が担当する不当要求責任者が、県の不当要求行為対応マニュアルに従って対応しているとのことですが、このような現状について問題点はないのか、山本教育長に御所見を伺います。

**【山本教育長答弁】**

国際社会の変化や情報化社会の進展に伴いまして、学校教育においてもその対応が強く求められる中、適宜、国レベルで学習指導要領でありますとか教科書検定基準が見直されていくということは必要なことだというふうに私も考えております。このたびの教科書検定基準の改正につきましては、さき方議員御指摘のような社会の変化等を踏まえて改正された新しい教育基本法でありますとか学習指導要領にのっとって、より公正で中立でバランスよく記載された教科書で子供たちが学べるようにするということを目的とされたものでございます。

改正の具体的内容につきましては、教科書の記述に関しまして、例えば閣議決定等、政府の統一的な見解や最高裁判所の判例がある場合にはそれらに基づいた記述をするといったことでありますとか、未確定な時事的な事象につきまして記述するような場合には特定の事柄を強調し過ぎないようにするといったこと、あるいは近現代の歴史的な事象のうち、通説的な見解がない、そういった数字などの事項に

ついては通説的な見解がないということをはっきりと示して児童生徒が誤解しないようにするといったことなどが新たに定められ、この基準に基づき教科書検定が行われたところでございます。

小中学校の教科書につきましては、本県の場合、法律等に基づき市町村や学校組合、教育委員会で構成されます東部、中部、西部の各採択地区協議会が地区内の主要教科書を選定した上で、最終的には各市町村あるいは学校組合の教育委員会がその選定結果に基づいて域内の学校で使用する教科書を採択することとされておるわけでございます。県教育委員会では、教科用の図書の選定審議会というのを設けておりまして、これを４回程度開催いたしております。ここの中で、採択の基準でありますとか、あるいは教科書の選定に必要な資料の作成等について意見を聞きながら、採択に当たっての指導、助言あるいは援助を行っておるところでございます。

このうち選定に必要な資料について申し上げますと、この教科用図書選定審議会におきまして、各教科ごとに４名の調査員がおりまして、この調査員が教科書を実際に調査をいたしまして、例えば学習方法の工夫でありますとか単元の構成やその配列についての工夫など、主に６つの観点から個々の教科書の特徴について公正を保ちながら作成した資料等について御審議をいただき、それを採択地区協議会と各市町村教育委員会に示しておるところでございます。

議員からは中学校社会の教科書について評価をということでございましたが、県教育委員会ではそれぞれの教科書の特徴をまとめた資料を作成するということを行っておるものの、それぞれの教科書に対するトータルとしての評価までは行っていないというところでございます。私の感想を若干申し上げれば、先ほど述べましたような基準の改正が行われました結果、例えば領土問題などにつきましては、どの教科書でも一定程度の記述が盛り込まれるなど取り扱いの差が従来に比べますと若干薄れてきているのではないか、その分それぞれの教科書がよりわかりやすい形で、単元構成でありますとかデザインなどに創意工夫が施されてつくられているのではないかというふうに感じたところでございます。

県の教育委員会といたしましては、教科書の採択事務につきましては、今後とも引き続き適切な採択が行われますように必要な指導、助言、援助を行ってまいりたいと考えております。

次に、本県教職員の長時間労働の実態についてお尋ねがございました。

データは少し古うございますが、平成22年度に業務状況調査を行っておるところでございます。これによりますと、小中学校の教諭で大体２時間20分程度の時間外勤務があり、これに先ほどおっしゃいましたような８時間45分といいます勤務時間あるいは休憩時間を加えると大体在校時間が11時間程度ということになりまして、さらにこれに20分程度の持ち帰りの業務を行っているということでございまして、本県におきましても、国の調査と同様、一定程度の時間外勤務の恒常化が認められておるところでございます。

このようなことから、教職員の健康維持、あるいは多忙化の解消とともに、子供と向き合える時間の確保のために業務改善に努める必要があるというふうに考えまして、平成25年度からは学校現場の職員も交えてプロジェクトチームを立ち上げて取り組みを行ってきておるところでございます。昨年度からは、知事部局の取り組みなども参考にさせていただきまして、モデル校におきまして外部のコンサルタントに指導を受けながら業務改善を進めるといった中で、時間外の縮減効果でありますとか業務改善に係る教職員の意識にも変化が見られるなどの成果も上がっておるところでございまして、本年度はこれをカイゼン運動として他校にも広げるといったような取り組みを行っておるところでございます。

また、部活動におきます時間外勤務も多うございまして、こうしたことから、中学、高校の部活動に外部指導員を導入するなどしまして教職員の負担軽減を図っておるといったところでございます。

さらに本年度は児童生徒の出席簿、成績処理等、また文書管理等、教職員の事務的な業務を適正かつ効率的に行うために学校業務支援システムを市町村の共同という形で導入できないかといったことを市町村とともに検討を進めておるところでございまして、さらにこれまでの取り組みの課題や成果などをもとにいたしまして業務改善のアクションプランといったものも作成を予定しておるところでございます。

今後、県教委としても、例えば県教委が行います調査等を精選したり、あるいは簡素化を進めるなどの工夫も行っていきたいと思いますし、学校業務への外部人材の積極的な活用といったことも検討しながら市町村教育委員会と連携して業務改善に取り組

んでまいりたいというふうに考えております。

また、このことに関連いたしまして、保護者とのトラブルなど保護者への対応に時間を割かれるケース等々についての現状について御質問がございました。

保護者などからの過度な要求や困難な訴えというのは現実的には確かにあろうかと思いますが、そういった御意見等につきましても学校では相談や提案、要望と捉えて、学校としてよりよくなるようにという観点から、できるだけ前向きに対応するようにしておるところでございます。一方、例えば特定の保護者の方々から過度な要求、あるいは困難な訴えが頻繁に、あるいは継続的にある場合でありますとか、学校側の対応や問題解決がうまくいかずにトラブルに発展した場合、そうした場合、教職員がその対応に非常に膨大な時間を奪われると、そして結果として児童生徒に向き合う時間が少なくなるといったこともあり、学校も保護者も相互に疲労してしまうといったことで、子供たちにとってマイナスの状況を生み出すような事例も残念ながら実際にあるということに対しまして、私も課題意識を持っておるところでございます。

このような場合に、県立学校では、議員から御紹介がありましたが、教頭などが県の対応マニュアルに従って対応したり、また要望や苦情、あるいは学校の管理運営等につきまして法的な問題に関して県の教育委員会のほうであらかじめお願いしております弁護士に相談して解決を図るなどの対応を行っておるところでございます。しかしながら、この県の対応マニュアルと申しますのは行政に対するいわゆる不当要求行為等に特化されたものでございますので、これらの取り組みが学校現場における全ての問題に対して対応できているというわけではないというふうに思っております。

また、先般、先ほど御紹介がありました文部科学省の調査にもよりますと、教職員の業務の中で保護者、地域からの要望、苦情等への対応に対しては教職員が他の業務と比べても負担を感じているといった調査結果も上がっているところでございます。こうした教職員の多忙感を解消するといった観点からも、また保護者、地域等からの御意見に適切に対応するといったためにも保護者等とのよりよい関係づくりのためにも、こうしたことについての留意点や事例などを紹介する手引のようなものがあるいは必要ではないかなというふうに考えておりまして、今後、実態等も含めて市町村教育委員会、あるいは学校現場の意見をよく伺った上で作成等について検討してまいりたいというふうに考えております。

## ９．県立美術館の整備及び県内博物館・美術館の地方独立行政法人化の検討状況について

**【代表質問】**

県立博物館･美術館整備問題については、さきの６月定例会の内田博長議員の代表質問でも取り上げられ、美術館新規整備の検討に至った経緯などについて議論がありました。

振り返ってみますと、平成８年度、西尾県政時代に鳥取市に美術館を建設する方針が決定され、平成11年度、片山県政にかわってから財政状況を理由に凍結が決定されました。

その後、博物館の収蔵庫の狭隘化や建物の老朽化などの課題が顕在化する中で、外部有識者による博物館の現状課題検討委員会の報告や、県民電子アンケートの結果を踏まえ、現在の博物館を改修し、美術館を新築する方向での検討が、より現実的で合理的な整備のあり方だと知事、教育長、博物館長の答弁からも確認されたところであります。

博物館のあり方にかかわる質問に対しては、教育長は、基本理念や機能、施設設備や規模、あるいは財政負担や立地などを多面的に検討すると答弁されておりますが、施設設備や規模は財政負担に直結する問題でもありますし、立地に関しては地域における役割や機能に影響が出てくると、このように考えております。

財政負担について、現時点では、美術館の建設費や維持費を示すのは困難との答弁もありましたが、それらの概算は他の整備事例等を参考にすればおのずと建築規模に比例して概算の算定は可能だと考えております。

建築規模については、大場博物館長は、他県の美術館では延床面積が１万平米を大きく超える施設も多いとの答弁をされており、それからすると、これが一つの規模感として想定されているのではないかと、このように考えております。仮にそうだとすれば、他県の実例から100億円規模の大規模な投資事業となり、また、その規模に応じて毎年、多額の維持管理費も必要となります。こうした維持管理費も含め



たライフサイクルコストの肥大化が近年の美術館整備において大きな問題点の一つとなっております。

今後、新たに立ち上げる検討委員会の中で、施設規模等は検討されると思いますが、新国立競技場のような例もありますので、厳しい財政状況が続く中で将来負担を考えれば、本県の財政規模に合わせた現実的な検討を進めていくことが必要ではないかと考えております。この点について平井知事及び山本教育長の御所見を伺います。

次に、博物館の現状・課題検討結果報告書の中では、戦略的な県立博物館の運営体制として地方独立行政法人による運営が検討されております。メリットとして、客観的な外部評価や民間の経営ノウハウの導入により、スケールメリットを生かした効率的かつ戦略的な運営が期待されておりますが、一方、デメリットとして、効率化重視による住民サービスの低下や本来の公的使命の希薄化などが上げられております。

独法化したメリットを発揮するためには一定の規模が必要となるため、市町村の博物館、美術館、歴史民俗資料館などとの組織統合を検討すべく、博物館等地方独立行政法人制度研究会を立ち上げられておりますが、現在のところ鳥取市は参加を表明しておりません。

私は、独法化の効果を発揮するためには、少なくとも県内４市との歩調を合わせることが必要ではないかと思いますが、山本教育長の御所見を伺います。

また、美術館の整備や独法化を検討する中で、将来的には、組織統合に加えて県と市町村施設の統合・再編も検討課題と位置づけるのか、あわせて山本教育長、さらに平井知事の御所見を伺います。

**【平井知事答弁】**

本県の財政規模に合わせた現実的な構想が検討されるべきではないか、また県と市町村の統合、再編、独法化等々も検討課題ではないかというお尋ねがございました。

これらは博物館長から御答弁があるかと思いますのでそちらのほうで基本的にはお聞きいただければというふうには思いますが、議員の御指摘のように、やはり財政との相談ということはあるかと思います。やはり将来的な負担も考えれば、余り過度な財政負担が残らないように、そうした節度も検討に当たってお願いを申し上げたいと思います。お聞きを申し上げておりますと、10月からはそういう概算の費用等にも検討が進んでいくのではないかというふうにもお伺いをしておりまして、我々も注目をしてまいりたいと思いますし、必要な検討材料などございましたら、私どものほうからも提供させていただき検討に協力をさせていただきたいと思います。

議員がおっしゃるように、100億円を超えるような美術館が青森県を初めとしてできているというような面もございますが、最近なされている大分県では70億円台とか、やはりそれぞれのところ、それぞれのやり方があろうかと思っております。青森の場合は広大な駐車場がございまして、観光バスだけでも30台とまり、さらに乗用車が何百台もとまるというようなところでございますので、そこで100億円を超えるような額というようなことかもしれませんし、よく調べてみなければいけないと思っております。

それとあわせて独法化であるとか統合、再編等々の議論もなされ得ると思いますが、これについては今13の市町村が入って独立行政法人制度の研究会がこういう博物館等のベースでできているというふうにお伺いをしております。場合によってはＰＦＩ的な手法等もあり得るのかもしれません。例えば神奈川県の近代美術館におきましては、葉山の新館、これはＰＦＩ方式で整備をするということでございましたし、また、これはＰＦＩではございませんが、その他の手法もいろいろ比較検討すべきだろうと思います。中国地方でいえば、山口県だとか島根県はサントリー系の企業が管理委託を受けている面がございまして、広報だとかそれから維持管理運営、こうしたところは民間委託をして動かしていると、ただ学芸員さんが企画展示等々を行うという役割分担をして進めております。最近はそういうふうに経営手法

の多様化が進んできておりまして、その辺も含めて検討されるべきではないかなと思っております。

最後に、ブロークン・ウインドー理論につきましてお尋ねがございました。これは野坂議員がおっしゃるように良好なコミュニティーの発展を図る上で一つの見識だろうと思います。いわゆる割れ窓理論というふうにも言われておりますが、ニューヨークのジュリアーニ市長の政策がつとに有名でございました。

ただ私は、例えば米子の高校生がトンネルに絵を描いて、そういう落書きができないような仕掛けをしたということがございまして、そういうのは一つの実践例かというふうに思いますが、大切なのはそれだけでなくて、割れ窓理論の中にも入っているわけでありますけれども、地域がみんなで治安なりに対して関心を持ちコミットしていくと、それが割れ窓理論の行き着くところなわけであります。要はきれいなまちになるということは、それは地域の人々がそのまちを良好な形で保とうとして頑張り始めてコミットしていくと、そういうことも入れているわけであります。

ジュリアーニ市長がニューヨークでとられたのは、よく言われるのはハーレムの再生でございまして、そこも犯罪が多かったところでございました。また、まちもいわば荒廃をしていたわけですが、その落書きを消すとかいうのは、例えば地下鉄の落書きを消すとか、そういうことから始めるわけでございますけれども、低所得者の方が家に入れるようにする、そこで住まうようにする、それから露天でやっているお店を一掃しまして建物の中に入るようにする。これをまちづくりの関係者といいますか地域の人たちと連帯してやったわけですね。ビジネス・インプルーブメント・ディストリクトと言われるＢＩＤと呼ばれる手法であるとか、それからコミュニティー・ディベロップメント・コーポレーションと言われるＣＤＣと呼ばれる手法であるとか、そうしたＮＰＯ的な手法を同時にやりながらやったわけです。

タイムズスクエアもそういう手法の典型例でございまして、あそこには麻薬だとか、そうした巣窟のような状況がございましたけれども、固定資産税のように地域で建物の所有者にお金をかけて払ってもらって、それを自分たちで運営をして、そこでガードマンを雇う。あるいはまちを直していくための公共土木工事すらやる。イベントもやる。そうしてまちを元気にしていった。今では世界中の人が安心して訪れられる観光地になって、それはまちの利益として家賃収入も上がり、その家賃をもらうべき家主にも還元をされる。こういうようにしていい形の循環ができたわけであります。

ですから、そうした意味で割れ窓理論、これは鳥取県としても各地で取り組めるような手法ではないかなと思います。現に子供たちの見守り活動なども6,000人のボランティアが登録をされるというふうになってきておりまして、そうした単なるまちをきれいにすることだけにとどまらない、みんなでまちを守っていくんだという、そのまちづくり、それが鳥取県らしい割れ窓理論ではないかなというふうに思っております。

**【山本教育長答弁】**

美術館について、本県の財政規模に合わせた現実的な構想とすべきではないかといった点、またその運営に関して地方独立法人化の検討について御質問がございました。

詳細は大場博物館長から御答弁を申し上げますが、美術館につきましては、整備するとした場合の基本構想の策定につきまして、６月県議会で関連予算をお認めいただき、先般、鳥取県の美術館整備基本構想検討委員会を立ち上げて検討を開始したところでございます。委員会では既に御議論を始めていただいておりますが、美術館のコンセプト、あるいは必要な機能等にあわせまして、今後、施設設備や規模、あるいは財政負担等についても検討いただく予定といたしております。検討委員会には、御指摘のように本県の財政状況を踏まえた現実的な議論をしていただきながら、こんな機能を備えた施設であればこれぐらいの規模が必要で、費用負担も大体このくらいなら整備を進めてもよいではないかといったことで県民の皆様に感じてもらえるような、そうした御提案をいただくことを私としても期待をいたしておるところでございます。

また、地方独立行政法人による運営につきましては、これは他県にも前例がない運営方式でございますから、市町村と一緒によく検討、研究する必要があるということで、これまで呼びかけに応じて参加いただけることとなった市町村とともに研究を始めたところでございます。この研究会はあくまでも現状をベースにいたしまして、地方独立行政法人を設立した場合の財政あるいは運営上のメリット、デメ

リットを検討しようとするものでございまして、将来的な施設の統合、あるいは再編等まで検討する予定はございませんが、いずれにせよこのたびの研究結果を踏まえながら、直営方式、あるいは指定管理による運営なども含めて、どのような運営体制を選んでいくべきか、検討委員会でよく議論していただくことになろうかと存じます。

**【大場教育委員会事務局理事監答弁】**

美術館の整備につきましては、先ほど教育長が申し上げましたとおり、既に基本構想の検討委員会を立ち上げまして２回ほど会議を開催し、検討していただいております。基本構想の前半部分といいますか、コンセプト、必要な機能等については議論を始めていただいておりまして、今後、10月の下旬以降になると思いますけれども、施設設備ですとか施設の規模、そういったことについても具体的に検討していく予定としております。こうした検討が進みましたならば、御指摘のように大まかな建設費等は算定できるようになると思いますので、検討委員会ではこの建設費の概算等も検討していただく予定としております。

先ほど教育長が申し上げましたとおり、県民の皆さんからこれぐらいの費用がこの程度なら整備を進めてもいいというように感じていただけるような提案をいただくというためには、検討委員会でも議員御指摘のように本県の財政状況を踏まえた現実的な議論というものをしていただく必要があると考えております。我々は検討委員会の事務局を務めさせていただいておるわけですけれども、事務局としても、そうした議論をしていただけるように知事部局のほうともいろいろ連携、調整いたしまして、検討資料を地に足のついたもの、そういうものにしていきたいというふうに思いますし、また県議会での議論、あるいは県民の皆様の意見、これもいろいろとお聞きして、皆さんの現実的な感覚を委員の皆さんにも承知していただいて、基本構想が適正な規模、内容のものとなるよう努力してまいりたいというふうに考えております。

なお、御質問の中に、私の話として延べ床面積１万平米とか100億円の投資とかといった話もございましたけれども、これはあくまでも他県の事例を単に御説明申し上げただけでございまして、県立美術館の規模をその辺で想定しておるわけではないということは御理解いただきたいと思います。

引き続きまして、独法化についてのお話がございました。

現在の基本構想検討委員会に先立って昨年度いろいろ御議論いただきました博物館の現状課題検討委員会、その報告書では、県立博物館や美術館を独立行政法人に運営させることについて、それなりの規模の組織で運営の効率化を図るためには県単独ではなくて市町村立博物館等を一括運営するようなあり方を考えるべきだというふうに指摘をいただいております。そういうことで市町村はどういうふうにお考えなのかということを確認したいと思うわけですけれども、何分この地方独立行政法人による博物館等の運営というのは他県にも前例がございません。新たな運営方式でございます。ということで、いきなりその辺の意向を聞かれても市町村もちょっとお答えになれないだろうということで、まずは具体的なメリット、デメリット等を市町村の皆さんと一緒になってよく研究してからそういう御意向を伺おうということで、現在、博物館等を設置しておられる13の市町村と御指摘の研究会というものを設置いたしまして勉強を始めたところでございますけれども、これもお話にありましたように、鳥取市さんは法人化するメリットが見当たらないということで研究会への参加は見合わせておられるわけでございます。

これにつきまして、こういう状況を踏まえまして、県内の４市が歩調を合わせて県とともに独立行政法人を設立するということが必要ではないかということでお尋ねいただいたわけでございますけれども、確かに独立行政法人というものの規模を大きくしてスケールメリットを追求しようということを考えますと、４市さんはほかの町村に比べて所管しておられる博物館、美術館、歴史民俗資料館等が数も多いですし、その運営組織の規模も相対的に大きいということがありますので、４市に参加していただくと組織の規模も大きくなるので好ましいことは事実だろうと思います。ただ、現在具体的にどれぐらいの組織規模であればそういうメリットが出るのかということについて明確な基準がございません。したがいまして、今回の研究会では、県立博物館と研究会に参加していただいておる市町村の所管しておられる施設の全部、あるいは今後の検討状況によっては一部、それを一括して運営する法人の財政状況がどのようになるのか試算していくつもりでおります。その結果、４市全部がそろわなくても十分な合理化効果等

が見込めるということであればそういった形での法人化も意義はあると思いますが、逆に４市が全て参加されてもその合理化効果等が大して見込めないというような話になるのであれば、財政的にはですけれども、独立行政法人化する意味はないということになるかと思います。

さらに、今は財務関係の話をちょっと集中的にさせていただきましたけれども、それ以外にもいろんなメリット、デメリットがございます。そういうことを考えますと、博物館を取り巻く状況というのは市町村によっていろいろ異なっております。県と共同で独立行政法人化した場合に、老朽化あるいは陳腐化しております施設をレベルアップすることが県の学芸員のほうの力をかりてできるのではないかとか、あるいは、そういう学芸員といった専門的人材が今のところ全然張りついていないところでも巡回でもして確保できるようになるのではないかというようなこともございます。そういったメリットはそういうことをある程度やっておられる市よりも町村のほうが大きいということもありますし、また、指定管理されている市町村と直営でやっておられる市町村、これも現状と比べた場合のメリット、デメリットというのは違ってくると思います。したがいまして、各市町村全てがどの市町村も歩調をそろえてと、４市だけにしても歩調をそろえるというのはなかなか難しい部分もあるのではないかと思っておりますので、合理化効果等がある程度確保できるなら、とりあえずその気があるところだけでスタートするということでもいいのではないかなというふうに考えております。

ただ、先ほど申し上げましたように、その気になったところだけでは合理化効果等が見込めないということなら、やはり地方独立行政法人の共同設立というのは難しいということになろうかと思います。そうなったら、基本構想のほうでは地方独立行政法人による美術館運営というのは困難だということで言い続けていくことになるのかなと思っております。ただ、いずれにしても、市町村に無理して歩調を合わせてもらうというようなことまでは当面は考えずにいきたいなというふうに思っておる次第でございます。

さらに、独法化を検討する中で、組織の市町村施設の統廃合というようなことを考えるのかというようなお話がありました。これについても、教育長のほうから研究会の中でそういうことを検討する予定はないということでお話がありましたけれども、確かにそういうことでございまして、独立行政法人を設立した場合の財政運営上のメリット、デメリットはあくまで現状をベースにということで考えておりますので、将来的な施設の統合ですとか再編等まで検討する予定はございません。

さらに、今後の美術館に関する検討の過程におきましても、美術館と市町村と共同設立した独立行政法人が運営するということを引き続き考えていく場合でも、施設の整備自体は例えば県立美術館であれば県が独自にみずからの負担で行った上で施設を独立行政法人のほうに引き継いで、運営経費に充当する交付金というものを県なりから交付していただいて運営していくという形になるかと思います。したがいまして、その際に一気に他の施設との統廃合等まで検討するといったことは当面余り考えられないのではないかなと思っております。

## Ⅻ. 警察行政の諸課題について

### 10. 交通死亡事故、ＤＶ、ストーカー、児童虐待等の現状と対策について

**【代表質問】**

交通死亡事故についてですが、鳥取県内ではことし７月以降の交通死亡事故が多発しており、８月18日までの約１カ月半で10人が死亡するという過去６年間で最悪のペースを記録しております。そのうち、走行車線をはみ出したケースが６件発生しており、全体の75％を占めるなど、重大事故に直結する要因となっております。

その中でも、高速走行となる自動車専用道における事故はより深刻で、特に暫定２車線で供用され対面通行となっている箇所や、譲り区間から本線に合流する箇所の危険性が指摘されております。早急に交通事故が多発する箇所の調査を実施するなどして、事故原因を分析し、有効な対策を施す必要があると考えますが、この点について山岸警察本部長の御所見をお伺いします。

次に、ＤＶ、ストーカー、児童虐待についてお尋ねします。

警察において配偶者からの暴力など、いわゆるＤＶ事案に関する相談や被害届等により認知・対応した件数は年々増加傾向にあり、全国平均では５万9,072件と平成22年の３万3,852件の1.7倍以上に増加しております。また、検挙件数も平成24年の4,207件に対して、昨年は6,992件と1.6倍以上に増加するなど、ここ２～３年で急激に増加しております。

同様にストーカー事案も増加傾向にあり、昨年全国の認知件数は、平成23年の１万4,618件に対して、昨年は２万2,823件と1.5倍以上、検挙件数は、平成24年の1,773件に対して、昨年は2,473件と1.3倍以上に増加しております。

また、児童虐待についても一貫して増加しており、平成26年の全国の児童虐待事件の検挙件数は698件で、10年前となる平成16年の228件の３倍以上に増加しております。児童虐待については、本県においても倉吉市で生後４カ月の乳児が死亡し、父親が傷害致死罪で起訴されるという痛ましい事件がありました。

これらの事案は人と人のきずなの希薄化、行き過ぎた個人主義、自己都合の優先などが横行する現代社会において、顕在化してきたものではないかと思いますが、これらの事案に対して、本県の現状と問題点をどのように認識されておられるのか、山岸警察本部長にお尋ねします。

これらの犯罪は、家庭内や友人の間で事件が発生するなど、個人のプライベートに深く入り込む問題で関与の仕方が難しく、対応が後手に回るケースがしばしば見受けられます。

寝屋川市で発生した少年少女の殺害事件でも、周囲の目撃証言や異常を知らせる行動などが、その後の調査で報告されていることから考えますと、行政やボランティア、自治会などを含めた地域社会全体で、おせっかいと言われようとも住民への関心を高める以外に犯罪を未然に防ぐ有効な手だてが見当たらないのではと感じております。



犯罪学者ケリング教授の落書きが多い地域では軽犯罪が多発し、ひいては凶悪犯罪を引き起こすきっかけになるとするブロークン・ウィンドウ理論の例を参考に引けば、有効な情報収集体制と初期の軽微な段階における対応力が極めて重要だと考えております。山岸警察本部長の御所見をお伺いします。

また、このブロークン・ウィンドウ理論は元ニューヨーク市長のジュリアーニ氏により実践され、アメリカ有数の犯罪多発都市ニューヨークが家族連れにも安心な一大観光地へと変わりました。この事例は警察行政に限らず全ての行政分野に通じることだと思いますが、平井知事の御所見もあわせてお尋ねをいたします。

**【山岸警察本部長答弁】**

まず、自動車専用道路の事故原因の分析対策についてお尋ねですので、お答え申し上げます。

鳥取県の８月末現在の交通事故情勢を見ますと、発生件数及び負傷者数ともに前年より減少しています。しかしながら、死亡事故は発生件数が20件、死者数が23人と、それぞれ２件、２人増加をしております。本年は、山陰道での正面衝突事故などを受けて１月に交通死亡事故多発警報が発令され、また、７月から８月中旬にかけても死亡事故が８件発生し、10人がお亡くなりになられるなど、２回の警報が発令をされたところです。県下全体の交通事故が減少傾向にあるのに対し、鳥取自動車道、米子自動車道及び主要な自動車専用道路である山陰道の本年８月末現在の人身事故は24件、うち死亡事故は３件、死者数は５人となっておりまして、前年より１件、３人、それぞれ増加をしております。鳥取自動車道の全線開通、山陰道の延伸などに伴い、これらの高速道路等における交通事故が増加をする傾向にあります。

これら３路線の高速道路等で過去５年間に発生した人身事故、これは死亡事故10件を含めますが、152件を見てみますと、一番多い事故類型は追突事故で94件、約62%、次いで単独事故が25件、約16%、正面衝突が10件、約７%、このうち死亡事故の10件を類型別で見てみますと、車両が走行車線をはみ出した単独事故が６件、60%、正面衝突が２件、20%、これらを合計したはみ出し事故が８件で、全体の80%を占めております。高速道路等は走行速度が速

いことから、一たび事故が発生しますと死亡事故に結びつく危険性が極めて高いと言われております。このため、死亡事故率を比較しますと、高速道路等では国道９号等の一般国道よりその割合が約３倍高く、また、議員御指摘のとおり、県内の高速道路等は約89％が中央分離帯のない非分離の対面通行であり、完全分離されている箇所より非分離の箇所での死亡事故率が約1.7倍高くなっているところです。また、物損事故を含む全事故での事故発生率を見てみますと、８月４日、鳥取自動車道で県外の方３人がお亡くなりになられる事故が発生しておりますが、譲り車線での事故の発生が多い傾向がうかがえるところです。

県警察では、このような高速道路等における死亡事故の発生状況を踏まえ、死亡事故が発生した直後に国土交通省やＮＥＸＣＯ等の道路管理者と緊急現場点検を行い、再発防止策を検討し、これまでに車線減少の警戒標識や減速マーク、合流注意等の路面標示、道路中央に設置されているポストコーンの大型化などを申し入れ、順次設置をしていただくなど、ドライバーに対し目に見える安全対策の取り組みの実施に努めているところです。また、隣接する島根県、岡山県の高速道路交通警察隊、警察署などと合同で広報啓発活動を実施するとともに、速度違反取り締まりパトカーの赤色灯を点灯したレッド走行や駐留警戒などの対策を推進しているところです。今後とも道路管理者に対して引き続き警戒標識の設置などの安全対策を働きかけるとともに、隣接県の高速道路等の交通事故状況をも踏まえつつ、交通総合管理システムを活用して事故分析などをさらに深めまして、事故抑止、被害の軽減、これらの成果につながるよう、ＰＤＳＡサイクルを回して交通指導、取り締まり、パトカーによる駐留警戒等を効果的に実施するほか、トラック協会等によるスピードダウン運動などの速度抑制対策を促進するなど、ハード、ソフト両面から安全対策を一層きめ細かく推進してまいりたいと考えております。

続いて、ＤＶ、ストーカー、児童虐待の本県における現状と問題点についてお尋ねがありましたので、お答えを申し上げます。

当県における配偶者からの暴力事案、ＤＶ事案、ストーカー事案、児童虐待事案等、人身の安全を早急に確保する必要がある人身安全関連につきましては、まずＤＶ事案の認知件数を見てみますと、平成26年は126件、前年と比較しますとマイナス12件、マイナス約９％とやや減少したものの、10年前と比較して約３倍となっている状況です。人口当たりの指数で比較しますと全国では44位と、平均よりも低くなっております。検挙件数を見てみますと、平成26年中は15件、前年より８件大幅に増加をし、10年前と比較して５倍に増加をしているところです。特にＤＶ事案につきましては、１年以上の継続的な対応を要する事案が33件に上るなど、事案の取り扱い等についても長期化するケースも認められるところです。

ストーカー事案の認知件数を見てみますと、平成26年は181件、プラス33件、プラス約22％で前年より大幅に増加をしておりまして、10年前と比較しますと約９倍になっております。人口当たりの指数で比較をした場合は全国第２位と、平均よりもかなり高い位置になっております。検挙件数を見てみますと、９件と前年より４件減少したものの、10年前と比較して３倍に増加をしておりまして、ＤＶ事案同様、１年以上の継続的な対応を要する事案が20件に上るなど、やはり長期化をするケースが多い傾向がうかがえるところです。

児童虐待につきましては、警察が認知対応した事案は、平成26年中は34件、前年よりプラス４件、プラス約13％となっております。この統計をとり始めた平成24年の41件から見てみますと、高どまりの状況にあります。人口当たりの指数で比較しますと、全国で35番目ということで平均よりも低い位置にはございます。警察からの通告件数を見てみますと、統計を取り出して以降、年平均約1.8件で推移をしてきましたが、平成26年は３件と、前年に比べて１件増加をしております。人口当たりの指数で比較しますと、通告実施につきましては全国47位となっております。検挙件数を見ますと、年おおむね平均1.4件で推移をしており、平成26年は２件検挙しておるところです。なお、本年上半期につきましては、認知対応件数が22件、通告数が13件と、それぞれ６件、11人、大幅に増加をしておるところです。５月には倉吉市において実父が乳児を虐待して死亡させるという痛ましい事件も発生をしているところです。

これらの人身安全関連事案につきましては、事態が急展開して重大事件に発展するおそれが極めて高いほか、議員御指摘のとおり、家庭などプライベートな空間の中で潜在化しやすく、家庭や地域に内在していた事案解決機能がほころびを見せる中で110番や警察の各種相談等の状況等も勘案しますと、声を

上げられない被害者の方が依然として多いのではないか、被害実態を十分に認知、把握し切れていない案数の存在が懸念をされるところです。

このため、県警察では、これらの人身安全関連事案については本部、警察署が連携して一元的に対処するための体制を確立し、被害者の安全の確認と安全確保を最優先として、予断を排して事案の兆しの把握や事案の危険性、切迫性の判断に努めるとともに、認知した事案についてはＤＶ防止法、ストーカー規制法、児童虐待防止法等に基づき、与えられたあらゆる権限を行使して、検挙活動はもとより、被害者等の安全な場所への避難や身辺警戒等の保護対策を実施しているところです。今後は被害者等の視点に立って、継ぎ目のない相談等従事体制を充実するなど、潜在している事案の兆しやＳＯＳを早期に把握できる環境をどのように確保していくか、また、被害の未然防止、拡大防止に重点を指向して、専門的な知見を有する関係機関、団体との連携、情報共有を一層強化し、犯罪のないまちづくりの観点から、地域一体となってこの種事案に係る取り組みの実効性をどのように高めていくか、これらがさらに前に進めるべき課題であると認識をしておるところです。

引き続き、ＤＶ、ストーカー、児童虐待等の人身安全関連事案に係る有効な情報収集体制と初期の段階における対応力についてお尋ねがありましたので、お答え申し上げます。

配偶者からの暴力事案、ＤＶ事案、ストーカー事案、児童虐待事案等の人身安全関連事案については、議員の御指摘のとおり、家庭内や交際相手等のプライベートな間で発生することが多いため、潜在化しやすく、いわゆる暗数がかなりの数に上ることが懸念されるほか、事態が急速に展開して重大な事件に発展するおそれも極めて高い。このため、対応が後手に回りやすいということも指摘をされております。このため、兆しの段階で地域社会一体となって小さな異変を見逃さず、早期に解決に導けるよう、有効な情報収集体制と初期の軽微な段階における対応力の充実が極めて重要と認識をしているところです。

このため、県警察としては、これらの事案については、鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画に基づき、犯罪を起こさせない環境づくりを実現する観点から、潜在している事案に係るさまざまな情報を早期に酌み取り、最初期の段階から兆し、サインを見逃さず、いち早く把握し、重要事案に発展する危険性、切迫性を見きわめ、とるべき措置をタイムリーに講ずることができるよう、警察内の部門の横串の連携を強化し、一元的な対処体制の実効性を高めることはもとより、女性警察官の採用、登用の拡大に向けた環境整備を図ることなどにより、相談しやすい継ぎ目のない相談等従事体制の充実強化を図っていく所存です。

また、知事部局の鳥取県配偶者等に対する暴力防止関係機関連絡会や市町村の要保護児童対策地域協議会等の専門的な知見や権限を有する関連機関、団体との連携、情報共有を一層強化し、被害の抑止、拡大防止のための適切な権限の行使などを働きかけ、被害者の安全確認、安全確保を最優先として地域社会一体となって取り組みの実効性を高めてまいたりいと考えております。

今後ともＰＤＣＡを回す視点で、改善すべきは改善を加え、被害の抑止、被害軽減という成果につなげるべく、県民への的確な情報発信にも留意して取り組んでまいりたいと考えております。





編集・発行:野坂道明事務所

**県政に関するご意見、ご要望は野坂道明まで**

〒683-0852 鳥取県米子市河崎1299　TEL:0859-29-5654　FAX:0859-24-2472

ホームページ http://www.michiakinozaka.com
メールアドレス mail@michiakinozaka.com

BLOG